

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
25	B 地方に対する規制緩和	その他	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費等の執行権限を委託する法律	システム改修の原因が明らかに(法改正、OSサポート期間終了など)であって、やむを得ない事情がある場合、「国会議員の選挙等の執行権限を委託する法律」に基づく執行権限を委託する法律等に規定される。)に該当する。	【制度の概要】国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき各道府県及び市町村の選舉管理委員会が行い、これに要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費について認められており、改修費用についても、短期間に済めば、認められるものと思われる。 【支障事例】本件のように、改修の要因が法改正等により明らかであり、かつ履行期間等により通常のルールでは、準備が間に合わない(執行経費は、監督官庁(総務省)と協議した上で、事業の事前着手を認めることとする。)次期選挙執行時に、必要経費として上可とする。)	【制度改修の必要性】制度改修が必要となる理由は、システムのレンタル費用等は執行経費として認められており、改修費用についても、短期間に済めば、認められるものと思われる。 【懸念の解消策】本件のように、改修の要因が法改正等により明らかであり、かつ履行期間等により通常のルールでは、準備が間に合わない(執行経費は、監督官庁(総務省)との協議を前提とした上で事前着手を認め、次期衆議院選挙執行時に実績報告を行い、2重にチェックすることで、適切な執行経費の計上が可能となると考えている。	総務省自治行政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付け内行管第333号)	総務省	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	北海道、盛岡市、川崎市、大阪市、兵庫県、出雲市、山陽小野田市、高松市、福岡県、熊本市、中津市、沖縄県	○選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の表示登録に係る改正においては、特別的にシステム改修に係る経費について、国の予算による補助制度が講じられたが、当市においては、システム改修が業者委託となるため、年度末までに間に合わず、結果的に表示登録部分の改修費が自治体の全額負担となつた。 ○衆議院の区割り改定が行われた場合、投票開票速報システムの改修が必要となる。改修には一定の期間が必要である一方、改修着手は選挙執行年度と同一年度でない(執行経費の対象となることから、衆議院の解散後でないと改修に着手できず、対応に苦慮している)。 ○民間企業が開発した名簿調製システム、期日前投票管理システム及び開票システムの改修に多額の経費を要している。公職選挙法の改正でシステムの改修が必要となる場合には多額の経費が必要となる。	国政選挙の執行のために行なうシステム改修については、国政選挙ごとに国から地方公共団体に交付する地方公共団体委託費の対象となる得る。 地方公共団体委託費は、国政選挙が執行される年度の予算に計上されるところ、当該年度以外に生じた経費について当該予算で措置することは、財政法(昭和22年法律第34号)に基づく会計年度独立の観点から、原則として認められないものである。	
26	B 地方に対する規制緩和	その他	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮詢手続の廃止	地方自治法第206条第2項第231条の第3項、第238条の第2項の規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問への措定が省略できる旨の規定に従って、議会への諮問の表決を行い、さらにその議決結果を受けた審査請求が行なわれるところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結果(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会への諮問手続を経ることとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなどどこにござる書類が提出された。	審査請求人は早期に裁決を得ることができ、早期の権利利益の救済が図られる。 また、保育料決定処分に係る審査請求に限って言えば、公立・私立の保育所の違いによって審査請求人が裁決を得る時期の不均一が生じる。 改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査法等への諮問を省略できる旨の規定になっているが、地方自治法に基づき議会への諮問をする審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。 したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けた審査請求が行なわれるところではあるが、本件における審査請求が全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べて、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たとしても、議会手続の終了を得なければならぬ。 加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が既に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査法等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることは、保育所の利用者にとって理解しやすく、また、制度上不均衡が生じている。	・地方自治法第206条第2項、第229条の第2項、第231条の第3項、第238条の第2項、第243条の第2項、第244条の第4項の規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問への措定が省略できる旨の規定に従って、議会への諮問の表決を行い、さらにその議決結果を受けた審査請求が行なわれるところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結果(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会への諮問手続を経ることとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなどどこにござる書類が提出された。	内閣府、総務省	下関市	新潟市、神戸市、高松市、宮崎市	○当市においては、地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるとされたところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結果(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会への諮問手続を経ることとなる。 ○議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなどどこにござる書類が提出された。議会が増えている中、たとえ個人情報は伏せた形であったとしても、事業の概要については知られることがあるため、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。	地方自治法第206条第2項、第229条の第2項、第231条の第3項、第238条の第2項、第243条の第2項、第244条の第4項の規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問への措定が省略できる旨の規定に従って、議会への諮問の表決を行い、さらにその議決結果を受けた審査請求が行なわれるところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結果(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会への諮問手続を経ることとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなどどこにござる書類が提出された。これは、給与に関する事務又は財務に関する事務(以下「給与等に関する事務」といふ。)による審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を对象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行なうではなく、議会への諮問手続を終ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性・公平性・客觀性を担保することを目的としているものである。 したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けた審査請求が行なわれるところではあるが、本件における審査請求が全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べて、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たとしても、議会手続の終了を得なければならぬ。 加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が既に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査法等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることは、保育所の利用者にとって理解しやすく、また、制度上不均衡が生じている。		
27	B 地方に対する規制緩和	その他	自転車の撤去・保管に係る費用の微収・収納業務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の微収・収納業務について、私人に委託することを規定する。このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、微収・収納業務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。	自転車の撤去及び保管に係る費用の微収・収納業務を私人に委託することができることにより、自転車の保管・返還業務とともに微収・収納業務も私人が実施可能となり、効率的な業務委託を実現できる。	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	内閣府、総務省	京都市	新潟市、熊本市	○当市でも自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、微収・収納業務は市職員が実施している。そのため、今の体制は非効率であると考える。 ○当市では撤去・保管に係る費用の微収・収納業務は直営で行っている。提案のように微収・収納業務も私が実施可能となれば、当市でも効率的な業務委託を実現できると考える。	【内閣府】 ○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)(以下、「自転車法」という。)第6条は、同条第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管の公示、自転車等の売却その他の措置に要する費用の微収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承認。 ○地方公共団体の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の微収・収納業務について、私人に委託することは、公金取り扱いに専念するより適切であるとの思想。 【総務省】 本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用の地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する職人に該当するか否かについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
25	地方公共団体委託費として、予算計上年度のシステム改修費用が対象となることは、総務省から第1次回答で示されたところ。ついては、予算計上年度において、システム改修に係る業務を選挙告示前に発注した場合であっても、対象経費として認定していただきたい。また、国政選挙における選挙結果の正確かつ迅速な集計、公表等は全国的な課題であり、国においては、統一的なシステム開発の検討、ICTを利用した先進（優良）団体の事例紹介や事例作成、専門家（アドバイザー）の派遣など、地方自治体の選挙事務の円滑な実施に向けた技術的支援を一層進めいただきたい。	—	【川崎市】選挙等の経費については公職選挙法等の趣旨に則り、必要な経費の負担をしていただきたい。	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答で回答したとおり、地方公共団体委託費は、国政選挙が執行される年度の予算に計上されるところ、当該年度以外に生じた経費について当該予算で措置することは、財政法（昭和22年法律第34号）に基づく会計年度独立の觀点から、原則として認められない。
26	今回の提案は、地方自治法における不服申立てについても、審査請求人の簡易迅速な住民の権利利益の救済の実現を図れるようにするものであり、行政不服審査制度の趣旨に沿ったものであると考えている。各府省の回答に沿ったところではあるが、執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問が設けられていることの意義については十分理解しているところである。ただ、不服申立ての対応現場である地方公共団体においては、保育所の公立・私立の違いをもって、保育料決定処分に対する救済手続に相違があることを住民に説明していくことを苦慮して提案しているものである。今回の提案は、全国の地方公共団体の執行機関や議会に影響を与えることとなることも理解しており、これらの関係者の意見も汲み取りながら、住民やその対応現場である地方公共団体のために必要な対応を御検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、検討を求める。	公立保育所の保育料は使用料、私立保育所の保育料は負担金とされているが、両者が異なる理由及び、不服申立ての根拠規定が異なる中地方自治法では負担金が議会諮問の対象とならない理由を、それぞれお示しください。	子ども・子育て支援新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園を通じて、利用者と施設の間の契約を基本とした共通の給付・利用者負担のスキームとなっており、各施設が公立の場合には、その利用者負担は公の施設の使用料に該当することから、一回答にも記載の理由により、審査請求に当たっては地方自治法の規定が適用されることになる。なお、児童福祉法において市町村に保育の実施義務があることから、私立保育所については、利用者から保育費用を徴収することとされており、この際の利用者負担額は「負担金」と整理されているが、過去の行政実例においても、地方自治法ではなく、各法において「負担金」制度が規定されている場合、その賦課処分に対する不服申立ては、地方自治法によらず原則として行政不服審査法によるものと解している。つまり、各法における負担金は、当該各法において負担を課したものであり、地方自治法上の分担金の規定を準用あるいは適用する旨の規定が置かれていない限り、当該各法あるいは行政不服審査法の規定によるものである。
27	京都市で行われている放置自転車等の撤去及び保管等については、京都市の条例を根拠しているが、その条例の基となるのは「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下、「自転車法」という。）である。このため、京都市の放置自転車等の撤去及び保管等に係る費用の性質及び当該費用の徴収・収納事務を私人に委託することの可否については、自転車法における解釈によるものと考えており、対外的な説明が求められた際には、自転車法に基づき説明をする必要があるところであるが、関係府省からの1次回答だけでは当該事務の私人委託の可否が不明確であるため、次の3点をお願いしたい。1 自転車法第6条第5項に規定する放置自転車等の撤去及び保管等に要する費用が地方自治法施行令第158条第1項に規定するどの歳入に該当するかを明確にしていただきたい。2 上記費用の性質の明記が難しい場合には、当該費用の徴収・収納事務を私人への委託が可能であることを明確にしていただきたい。3 上記について明記した通知の発出をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第5項に規定する費用の徴収・収納事務について、私人に委託することが可能であることと、その根拠を整理した上で、地方公共団体に通知していただきたい。	【内閣府】自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第5項に規定する費用について、地方自治法施行令第158条第1項に規定するどの歳入に該当するか、また、当該費用の徴収・収納事務の私人への委託に関する法令上の整理等について、関係府省と早急に検討してまいりたい。 【総務省】総務省としては、1次回答のとおりであるが、地方公共団体へ通知するにあたり必要な整理について内閣府からご相談いただければ、協力してまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
28	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正に伴う損害賠償金の回収業務を私に委託できるよう改めて制度改正を求める規制緩和	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明渡すまでの期間に、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することができる。」奈良県営住宅条例第30条第2項第38条第3項及び第4項)と定めており、規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理制度条例(案)について」平成28年10月14日付總発第153号)を参考に定めている。	専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一括して委託することで債権回収業務を効率化することができます。	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	総務省、国土交通省	奈良県	宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県	○本市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡し請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡し請求訴訟提起して契約解除の意思表示をし、その訴状の送達日よりから当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することができる。明渡し請求訴訟にて、滞納している家賃等の支払いの判断を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は私人の方で回収できないため、本市で直接対応している。貴県と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が効率化になっている。 ○当市においても、家賃滞納者に対し、本市市営住宅条例第34条第4項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行うまでの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金額を徴収することができる」と規定し、本市市営住宅条例施行規則第26条第2項において「当該請求をした日の属する月の家賃に相当する額以上と規定する。そして同様に、滞納家賃については弁護士に委託する一方、損害賠償金については職員で対応しており、非効率となっている。併せて、市営住宅退去時の建物修繕費に関しては、私人委託でできないため同種の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去了した者は、敷金が滞納家賃と損害賠償金で充てられるため、建物修繕費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行つ形となり、非効率が生じている。 ○当県においても、県営住宅退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために明渡し義務を私に委託しているが、明渡し期限後、建物修繕費についても、私人委託でできないため同種の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去了した者は、敷金が滞納家賃と損害賠償金で充てられるため、建物修繕費も未納となるが、滞納家賃は弁護士と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が効率化にならない。	【総務省】 本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。なお、地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くまゝ、公金の徴収もしくは収納又は支出の権限を私人に委託し又は私人をして行わせはならない」と規定しており、法令に基づく私人への公金取扱いの制限の緩和を認めているところ、法令に基づく公金の徴収又は収納事業の私への委託についは、各公金の徴収又は収納事業の能率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であると考える。 【国土交通省】 平成30年地方分権改革に関する提案募集における「損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正」に対する総務省の回答によると、地方公共団体の公金への徴収委託についは、地方自治法施行令第158条に規定があること、同条第1項に掲げられた徴収委託可能とする歳入の性質は、その収入額が機械的で行われることにより、非効率であると感じている。制度改正により、効率化が図られることが期待される。 ○当市においても、市営住宅退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために明渡し義務を私に委託しているが、明渡し期限後、建物修繕費についても、私人委託でできないため同種の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去了した者は、敷金が滞納家賃と損害賠償金で充てられるため、建物修繕費も未納となるが、滞納家賃は弁護士と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が効率化にならない。		
31	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務における各種申請様式から性別欄を削除すること	【件:住民基本台帳カード関係様式】 「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知は技術的助言であるものの、様式へ「※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が行われていることを踏まえると、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的と考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「性同一性(性自認)」とが異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いことが懸念される。 当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。	住民基本台帳事務関係様式から性別欄を削除することができれば、申請者の心理的負担を緩和することができる、申請者一人ひとりの人に配慮した窓口対応が可能となる。	住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)	総務省	特別区長会	石岡市、柏市、川崎市、福井市、高崎市、豊明市、京都市、岩国市、徳島市	○申請者から性別を記載させることに対し、「性的虐待を受ける」と苦情を受けた事例がある。制度改正により、当事者の心理的不安が軽減される。 ○不必要的個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点からも必要な性別欄は廃止するのが適当ではないかと考える。	公的個人認証の電子証明書が記録される高度な本人確認書類である住民基本台帳カード(以下「住基カード」といいます)に関する一時停止や暗証番号変更等の各種手続においては、厳格・確実な本人確認を行ふ必要がある。この点、住民票コードは、全住民に重複しない数字として住民票に記載され、申請者を一意に特定することが可能であることから、これらの手続に係る申請書には住民票コードを記載せることとしている。 しかししながら、住民票コードが不明な場合もあることから、その際には住民票コードに代えて基本情報(氏名、生年月日、性別及び住所)を記載せることとしている。これは、基本情報がマイナンバーカードの記載事項や署名用電子証明書の記載事項とされているようにある住民を特定する場合に最低限必要な情報であるからである。 したがって、「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)において示している住基カードに関する各種手続に係る様式から性別欄を削除することはできない。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
28	公営住宅に係る明渡し請求後の損害賠償金について、対象者の住戸の占有に係るものは、入居者との賃貸借契約において、奈良県営住宅条例第29条、第30条(高額所得者)、第38条(不正入居者・家賃滞納者等)の規定により明渡しを請求したことで、契約が終了した後に明渡し義務を履行しないことに対して、当該住戸を新たに住宅困窮者に提供できるよう、その明渡しの履行を担保するため、公営住宅法第29条第7項、第32条第3項及び第4項と前述の条例及び規則に規定の金額である近傍同種家賃額の2倍を入居時に契約として明示するものであり、この入居時の説明により損害賠償額の予約とするものが、本提案で私人委託を求める損害賠償金の内容である。 なお、住戸の占有に係る損害賠償金について、「機械的に算出されるなど客観的に明らか」という点で法令上担保されているとは言い難いとの指摘だが、その金額の決定についても、家賃の決定と同様に、明渡し請求後において、一般に公示されている条例及び規則に基づいて毎月県で調定し対象者に通知しており、客觀性は担保されている。 また、住宅を毀損した場合の損害については、敷金等でも担保されるもので、損害賠償金の微収事務は必ず発生するものではなく、仮に住宅の占有に係る損害賠償金のみを微収委託する形であっても、一定の効果はあると考える。 このことを踏まえ、現在弁護士に委託している滞納家賃の微収と同程度の事務をこの損害賠償金において同時にを行うことができれば、その微収事務において効率化が期待できる。	福島県	【福島県】 回答では、損害賠償金に対する考え方や金額の決定については各地方公共団体に委ねられており、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」とは言いたいがために、微収委託を可能とする歳入の性質を満たしていない、とされている。一方、当県を含む各事業主体の主要な業務上の支障は、損害賠償金の回収業務を指定管理者、弁護士、民間会社等に委託できず、家賃と一緒に回収ができないことである。 損害賠償金の金額の決定(調定)を理由に委託は困難としているが、各事業主体において支障となっているのは、調定した損害賠償金をどのように回収するかということである。 損害賠償金の調定については、委託できないとしても、調定以外の回収に関する部分について委託することができるよう制度改正を求める。 【愛媛県】 総務省の回答では、地方自治法の改正ではなく、公営住宅法(個別法)の改正で対応するものと考えており、一方、国土交通省の回答では、過去の総務省の回答で、「公営住宅の損害賠償金」は地方自治法で想定する。「私人に委託可能なものの(機械的に算出されるもの)」とは性質が異なるものとされていることから、下位にある公営住宅法(個別法)での対応は困難なため、上位にある地方自治法のレベルで包括的に議論されべきものと考えている。 総務省と国土交通省の回答において「公営住宅の損害賠償金」の認識に齟齬があるため、共通認識の上で必要とする制度改正の可否についての回答をお願いしたい。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○当該損害賠償金の私人委託が可能となれば、専門家のノウハウを活用した微収・収納の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○当該損害賠償金の私人委託が可能となることで回収率の向上や回収業務の効率化に繋がることとともに、当該損害賠償金と同時に発生することも多い滞納家賃の微収・収納業務との一体的・効率的な実施も可能となることを踏まえ、必要な措置を講じるべきではないか。 ○地方自治法第243条の制限規定の趣旨に照らして考えれば、法令で金額が機械的に算出されない歳入の微収・収納業務について、一般法である地方自治法施行令で画一的に制限緩和することは困難だとしても、地方公営企業法においては特に歳入の性質を限定せずに制限緩和が認められているように個別法において、個別の段入ごとに制限を緩和することも可能ではないか。 ○国土交通省の第1次回答においては、個別法で規定を置くとともに「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」である必要があるとの考え方が示されているが、当該金額の上限が条例で定められた上で、当該金額の算出根拠等が事業主体によって公示等で広く人に周知されれば客觀性を担保することが可能であり、個別法で微収・収納業務の私人委託を可能とする規定を置くことが可能ではないか。 ○1次ヒアリングにおいて、国土交通省から、現行法上も、損害賠償金の請求書が地方公共団体名義であれば、それ以降の報告や交渉は事実行為として私人委託が可能であるという見解が示されたが、提案団体が実現したい委託内容を速やかに確認し、現行法下では提案団体の支障が十分に解消されないことが確認された場合には、提案団体の支障を解消するための法制上の措置を講じることについて、2次ヒアリングまでに検討いただいた。	【総務省】 1次回答のとおり、法令に基づく公金の微収又は収納事務の私人への委託については、各公金の微収又は収納事務の効率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適切であり、本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。 なお、公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期すことが要求されることから、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁じている地方自治法第243条の規定の趣旨に留意する必要がある。	【国土交通省】 本件損害賠償金の微収について、その額の決定まで含め、包括的に委託を可能とすることは困難であることは1次回答及び提案募集検討専門部会提出資料で述べたところである。 但し、当該微収業務のうち、補助行為や事実行為にあたるものとして委託可能な業務については、その範囲を明らかとし、事業主体の業務効率化につなげることとした。
31	基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)が住民特定に最低限必要な情報であるとのことだが、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行住第137号総務省通知)」では、本人確認書類に必要な記載事項として「個人識別事項(氏名・生年月日)または「氏名・住所」」が定義されており、性別は含まれていない。この点を考慮すると、性別が住民特定にあたり不可欠な情報だとは断定できない。また、本人確認情報として3情報に性別を加えるか否かは、本人確認の正確性には影響しないものと考える。加えて、申請者に対する心理的負担を及ぼす可能性を考えると、性別欄は削除することが適当である。 また、本提案において、住民基本台帳カード関係様式はあくまでも例示であるため、他の住民基本台帳事務関係様式のうち、総務省として性別欄削除が可能な様式についても、ご検討願いたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	【各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解】において個人を一意に特定する情報の例として示されている個人識別事項(氏名及び生年月日又は氏名及び住所)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第12条第1項第2号において、番号利用時の本人確認書類に記載されるべき情報として定められているものであり、本人確認の場面において、個人識別事項と共に本人確認書類に表示された顔写真等により本人であることを確認することとしているものである。 これに対し、「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付け総行住第47号)において示している申請書等の様式の記載事項については、申請者を一意に特定するためのものであることから、住民票コードを記載させることとし、住民票コードが不明な場合には、個人を特定する場合に最低限必要な基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)を記載させることとしていることから、住基カードに関する各種手続に係る様式から性別欄を削除することはできない。	—	

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例
32	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しない場合、発行の日から10回目の誕生日であるのにに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日となつてゐるため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないように対策を講じること。	20歳以上の場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載された電子証明書の有効期間が一致しないことについて、有効期間の一一致を含め、必要な対策を講じることにより、所有者の認識誤りによる電子証明書の失効を防ぐことができる。また、国や自治体への問い合わせが軽減されることが期待できる。	マイナンバーカード本体と搭載された電子証明書の有効期間が一致しないことについては、おそれなく全市町村が懸念している。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条・電子署名等に係る地方公共団体情報システム規則の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	総務省	特別区長会	吉小牧市、中標津町、大船渡市、いわき市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、豊明市、野洲市、京都府、大阪府、八尾市、島町、兵庫県、神戸市、西宮市、岩国市、徳島市、松山市、久留米市、糸島市、大村市	○有効期限の相違によるトラブルについては、おそれなく全市町村が懸念している。 ○マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないことは、交付時に説明しているが住民には認識がござります。原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書が有効期間についても複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎて馴染めない。 ○今後マイナンバーカードによる行政手続を推進していくならば、高齢者にもわかりやすく、利便性のあるものにしていくべき。複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎて馴染めない。 ○今秋から来年度にかけて、電子証明書の有効期限が切れる市民からの問い合わせや更新の手続きで混乱されることが予想される。 ○マイナンバーカード制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手続きのために市町村役場等に行き必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。有効期限満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とする。 ○簡単な方法を検討するよう要望する。 ○市では、マイナンバーカード交付時に券面に電子証明書の有効期限を記載し、カードの有効期限と相違があることを説明しているが、更新手続きが面倒として一致しないことに対する苦情を受けることがある。個々への更新案内があつた方が良いとは思うものの、現行の住民ネットシステム機能では、該当者の抽出機能がなく、案内送付には費用や作業時間も要し、市町村の負担となる。 ○市にも同様の問い合わせ件数があり、今後はトラブルも予想される。マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば良いとは思うが、暗号化技術の衰退等危険性があるのあれば、必ずしも同時に負担を強いることになる。 ○住民ネット端末の設置数等の物理的な制約により、マイナンバーカードを扱うことができる窓口ブース数は限られる。そのため、更新手続き者が多くなると滞留することとなり、待ち時間の増加に繋がる。 ○交付時の有効期間の説明時に、「分かりにくく」と苦情をもらうことが多い。 ○マイナンバーカードの普及促進において、今後益々カード交付に伴う事務手続きが増える中、電子証明書の更新申請手続きのための事務手続きが加わることにより、自治体側としては事務負担となることは明らかである。また、電子証明書が失効したことでのカード利用ができないことの問い合わせや、カード持所有者が更新申請のため来庁が必要となることから負担を強いることになる。 ○令和2年から電子証明書の失効が始まる。税の申告時には実際申告ができないという問い合わせが多く予想され、多数の電子証明書の更新希望者が窓口に来庁すると思定される。 ○マイナンバーカード交付の際の質問に多く挙げられるのが、カード本体と電子証明書の有効期間が一致である。実際に説明を行ってもご理解いただくのに苦慮する事項である。	マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新による有効期間が最も長い10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書が有効期間についても複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎて馴染めない。電子証明書の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なっているものである。 その上で、有効期間の認識誤りによる失効を防ぐために、令和2年1月から順次、公的個人認証の電子証明書の有効期限が到来することを踏まえ、令和元年10月以降、地方公共団体情報システム機構から有効期限の到来が迫っている住民に対し、お知らせの通知を発出するほか、コンビニ交付時の操作画面で有効期限切れのお知らせを行う等、多様な手段による更新時期のお知らせを実施し、マイナンバーカード及び電子証明書の更新の円滑化を図ることとしている。	
38	B 地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外国籍青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財团法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡化	JETプログラムの導入について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわからづらいは踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。 これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査((1))について、クレアからJETプログラムの概要資料等がないままに照会が届き、その後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概要や活用を促す通知(2)が届いている。 県では、①の割前後やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前にJETプログラムを活用しないと回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	平成30年8月20日付け自国第350号「平成31年度第33期「JETプログラム」による中国・韓国・ブルジル・ペルー(CIR-A LT)の配置要望調査について(照会)」(一般財團法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) (2)平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際企画・外務省大臣官房人物交流室長、文科省科学・技術・中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎市	○平成31年度JETプログラム人員割会員の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままで、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月~6月にかけて全6ブロックを開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。 ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
32	電子証明書の安全性・信頼性の維持のために電子証明書の有効期間を発行日から5回目の誕生日までとしていることだが、電子証明書の更新はiチップの内部情報の書き換えにより行うことを踏まえると、住民が既に所持しているiチップ自体は更新後も継続して使用することになる以上、有効期間を発行日から10回目の誕生日にしたとしても、安全性・信頼性に変わりはないのではないか。安全性・信頼性については、管理システムの更改によって行われれば確保できるものと考える。 また、地方公共団体情報システム機構からの更新お知らせ通知発送は必要な対応だと考える。しかし、有効期限到来を控えた住民に対して早く正確な内容が伝わらないと、住民の利便性に影響を及ぼすだけなく、住民と直接対応する自治体としても正確な案内ができないとなる。このため、通知の内容や発送開始時期、コンビニ交付操作画面でのお知らせの具体的な内容について、早急に公表していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」においてマイナンバーカードのiチップの安全性について記載されているが、1次回答のとおり、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズム自体の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。 コンビニ交付時の操作画面での有効期限切れのお知らせの内容については、「証明書交付サービスに係る新サービスリースについて(通知)」(平成29年12月14日付け地方公共団体情報システム機構研究開発部事務連絡)でお示している。また、地方公共団体情報システム機構からの有効期限の到来お知らせ通知の発出は、令和元年11月以降を予定している。
38	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。 回答にある5月～6月に開催される会議等において関係三省が制度周知を図っていることは承知しているが、同会議での情報提供は、昨年度までの状況をまとめた内容にどどまつておらず、当該年度のスケジュール等が示されていないほか、具体的な活用に向けた検討を促す内容でないところが不十分である。 現在、事業の全容像が示されていまま、関係機関から順が前後して五月兩式に通知や事務連絡が発出されているため、現場で混乱しているものである。 このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールを關係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。 できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に発出していただぐ等、各自治体で事務が進めやすくなるようお願いしたい。 このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知))(令和元年8月19日付事務連絡)と(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとした。

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
39	B 地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の導入に向けた新規配置要望に関する調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に関する通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月末までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することでき、断念することなく要望できた可能性があった。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の導入に向けた新規配置要望に関する調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に関する通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月末までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保でき、断念することなく要望できた可能性があった。	活用を検討した団体が、議会承認や予算編成など実務的なスケジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	①平成30年8月20日付け「平成30年度第350号」「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブルガリア・ペルー(CIR-A LT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け「平成30年度第375号」「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者一覧用者登録申請希望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、大阪市、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考える。 ○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望をできた可能性がある。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全てのブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。 ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
39	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。 回答にある会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等は示されておらず、具体的な活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。 地方自治体において、予算の確保や新規事業の提案等、具体的な活用に向けた検討にあたっては、事業概要等の詳細が明記された正式な通知文書が必要である。 文書の発出時期については、回答の5～6月に開催される会議と同時期とするなど、現在の8～9月よりも早期に発出していただき、各自治体が検討する時間を確保できるようお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(「JETプログラムの一層の活用について(通知)」令和元年8月19日付事務連絡)を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとした。 なお、JETプログラムの配置要望調査については、その年度における7～8月来日のJETプログラム参加者の配置状況や参加者の来年度の再任用の状況を踏まえ、一定の照会期間を設けて実施しているものであり、現状においては、照会の早期発出は想定していない。

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (行政の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
49	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報を利用できる場合、森林法第10条の2に規定する森林の土地の所有者等に関する情報については、同条が施行される平成24年4月1日以後に新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する森林の土地の所有者等に関する規制緩和	【現行制度】行政機関の内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の2に規定する森林の土地の所有者等に関する情報については、同条が施行される平成24年4月1日以後に新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する森林の土地の所有者等に関する規制緩和	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報について、行政機関の内部で活用できることによります。	森林法第10条の7第2、第19条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林の土地の所有者等に関する情報を利用することにより、地方自治体の業務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7第2、第19条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林の土地の所有者等に関する情報を利用することについて(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林の土地の所有者等に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け24林整計第342号)	福井市	吉小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜県、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がある登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の業務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	【総務省】私人による地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に係る守秘義務が課せられる。平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者等に関する情報については、同日以後に新たに森林の土地の所有者となった者に関する情報については、同日以後に新たに森林の土地の所有者等に関する規制緩和が実現される。本人と林地台帳制度か森林經營管理法も施行されたため、早急な制度改正が求められる。平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林經營管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。	【森林水産省】	【総務省】私人による地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に係る守秘義務が課せられる。平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者等に関する情報については、同日以後に新たに森林の土地の所有者となった者に関する情報については、同日以後に新たに森林の土地の所有者等に関する規制緩和が実現される。本人と林地台帳制度か森林經營管理法も施行されたため、早急な制度改正が求められる。平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林經營管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。	【森林水産省】
54	B 地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	年度末であっても、3月上旬に比較して多少の余裕があることから、国からの交付決定を3月上旬に前倒しすることで、交付金受け入れや支払い事務に係るミスの防止や事務処理の円滑化が期待できる。	道路交通法附則第16条	警察庁、総務省	山梨県	「官庁会計システム(ADAMS II)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払いについて」(平成31年3月20日総務省大臣官房会計課自治財政局交付税課事務連絡)	岐阜県	○交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(42団体)への交付手続きを行っている。各市町村は当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定作成、決裁及び発出を行わなければならない。	毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金收入相当額等から当該期間に係る通宵支拂支出金及び返還金を控除した額とされている。	【警視庁】警視庁は交付金の交付額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金收入相当額等にあつては予算算定及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徵收額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあつては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。このうち反則金收入相当額等にあつては予算算定及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあつては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警視庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒すことによって、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1ヶ月程度前倒ししていると考えている。	【警視庁】また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1ヶ月程度前倒しする。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
49	平成24年3月31日以前分に係る所有者把握等に膨大な事務量が発生しているため、森林の集約化等森林経営の効率化に支障が生じているという現状がある。森林経営管理制度における所有者不明森林に係る公告に関して、税務部局で所有者を把握しているにも関わらず、林務部局で「所有者不明森林」として公告することが起こり得、同一市町村長が異なる対応をとることに対する懸念もある。以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。	【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。 【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林經營管理制度の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林經營管理制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。 ○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林經營管理制度の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないこととされているところ。 しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部門も利用できるようにすることへのニーズが高い。 また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空屋対策担当部局が利用することを可能とする考え方方が整理された。 こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めてを行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。	平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局が届出義務があるため、本人と林務部局が間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。 一方で、同年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされていること。 また、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部門も利用できるようにすることへのニーズが高い。 また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空屋対策担当部局が利用することを可能とする考え方方が整理された。 こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めてを行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。	
54	市町村口座への振込日が現行通りの3月下旬(平成30年度は3月28日)ということであれば、交付決定を1週間程度前倒すことにより事務処理に余裕ができるため、概ね本県の提案に沿った内容となっていると考えている。	【岐阜県】 交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい) 「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。	—	—	交付決定日及び現金交付日について、一週間程度前倒しすることを検討している。以下、理由を記載する。 交通安全対策特別交付金は、地方財源であり、額が確定した以上、可能な限り早期に、地方団体に交付することが適切。 これは、早期に現金交付されれば、資金繰りに余裕ができ、地方公共団体の財政運営上メリットとなるからである。(同じく地方財源である普通交付金は法定の交付月の頭、特別交付金は交付決定日の翌日に交付している。) 一方で、3月末に業務が集中する、会計事務担当者の負担を軽減するため、交通安全対策特別交付金の交付決定日及び現金交付日を、共に一週間程度前倒しすることで、事務の分散を図ることとする。	交付決定日及び現金交付日について、一週間程度前倒しすることを検討している。以下、理由を記載する。 交通安全対策特別交付金は、地方財源であり、額が確定した以上、可能な限り早期に、地方団体に交付することが適切。 これは、早期に現金交付されれば、資金繰りに余裕ができ、地方公共団体の財政運営上メリットとなるからである。(同じく地方財源である普通交付金は法定の交付月の頭、特別交付金は交付決定日の翌日に交付している。) 一方で、3月末に業務が集中する、会計事務担当者の負担を軽減するため、交通安全対策特別交付金の交付決定日及び現金交付日を、共に一週間程度前倒しすることで、事務の分散を図ることとする。	

総務省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
55	回答のとおり進めていただきたい。	—	【長野県】各都道府県の実情に応じて効果的に運用できる余地を残していくだけると有り難い。関係自治体へのアンケート調査等も含めてぜひご検討願いたい。	—	【全国知事会】各地方分権推進計画の趣旨を踏まえ、必置規制については必要最小限のものにとどめるとともに、公害審査委員候補者の委嘱期間については条例に委任すべきである。		アンケートの実施により各都道府県の実情や実態を把握しつつ、提案団体からの提案・見解に沿った運用が可能となるよう引き続き検討を進める。
64	これまで森林法に規定する事務等を円滑に遂行するため、林地台帳の整備等を行ない、森林所有者の把握に努めてきたところだが、相続登記がなされていないことや住居移転等の理由により、森林所有者を正確に把握できていないところがある。そのような中、これまでの森林法に基づく伐採・造林など各種手続に加え、本年4月からは森林經營管理法が施行され、市町村は、森林所有者への経営に関する意向調査等の事務が始まっており、森林所有者情報の的確な把握がますます重要となっている。また、空家においては所有者の範囲を限定せずに所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能としているところ、平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査によれば、登記簿のみでは所在が分からない所有者等の割合は宅地よりも林地においてより高くなっています。森林についても空家と同等の仕組みを整備することが必要であると考える。共同提案している市町村をはじめ、多くの市町村から、森林法及び森林經營管理法の事務等の遂行のため固定資産課税台帳に記載されている情報を内部利用について要望を受けているところであり、向こうにご検討いただくようお願いいたします。	—	【須賀川市】林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。 【福井市】税務部局において所有者の所在等を把握しているにも関わらず、林務部局においては、調査の結果次第で「所有者不明森林」として公告を行うことも想定され、場合によっては、同一市町村長が異なる対応をとることとなる。 その結果、行政機関に対する不信感や土地所有者からの苦情等につながることが懸念される。 以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。 【五島市】本年度から森林經營管理法に基づく森林經營管理制度がスタートし、意向調査を郵送等により実施していきますが、大部分が所在不明等の理由により返送されることが予想されます。所有者を確定させ森林整備に繋げるためにも固定資産税情報の活用が必要になりますので、今後とも継続してご検討下さいますようお願いします。 【熊本市】平成24年3月31以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林經營管理法の適用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。	—	【全国市長会】提案の実現に向けて適切な経営管理を行う森林經營管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。 【全国町村会】提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林經營管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。 ○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林經營管理法の成立など近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に係る特例措置法においては、届出等の義務の有無にかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となつておらず、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。 しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探査に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局でも利用できるようにすることへのニーズが高い。 また、平成26年に成立了空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探査等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いため、一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報市町村空家対策担当部局が利用することを可能とする考え方方が整理された。 こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報を収集により円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。	平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。 一方で、同年6月31以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされているところ。 しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探査に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局でも利用できるようにすることへのニーズが高い。 また、平成26年に成立了空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探査等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いため、一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報市町村空家対策担当部局が利用することを可能とする考え方方が整理された。 こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報を収集により円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
72	「今後、追記欄の拡大を含め、可能な対応を検討してまいりたい。」とあるため、全国統一的なシールを国が作成し、市町へ配布するために、検証して技術的な課題を解決していただきたい。 また、追記欄の拡大については、既に平成30年10月の「第71回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会」で他の自治体から議題として挙がったものの、様式変更については、コストや時間かかることから、現実問題としてすぐには難しい内容で総務省から回答されているとの把握している。 しかし、今回検討対象との内容でご回答いただいていることから、再度、具体的に検討していただきたい。 既に支障事例も挙げられているところであるが、現時点で更新に際し住民の理解を得ることに苦慮する場面があること、また、健康保険証としての利用も始まるなど、今後住民のカードの利用機会が増え、住民のほとんどがカードを持持するとの計画の中で、このような再交付が頻繁になると、住民にとって負担であり、地方自治体にとって、業務上の負担に直結すると考えられる。 今回可能な対応をご検討いただけることであるが、上記のことから、早急な対応を講じていただきたい。	—	【白河市】 追記欄のシール貼付対応が技術的に難しいのであれば、追記欄の素材を電子的に何度も書き込みと消去ができる素材(テレフォンカードの素材等)にするなど、他の対応方法も検討していただきたい。 【品川区】 シールには固執しないが、回答にもあるように追記欄の拡大を含め、複数異動に対応できる形態を実現いただきたい。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	—	一次回答のとおり、追記欄の拡大を含め、引き続き可能な対応を検討してまいりたい。
81	例え災害時であっても無条件、無制限に立替払いを可能にすることは適切ではないと考えます。決裁権者への電話等での確認や立替払いが可能なものを事前に例示しておくこと、支払金額の上限設定、事後の領収書の添付など運用にあたっては詳細なルール化が必要であると考えます。 国においても制度化されていないことですが、災害対応の一義的責任を負い、発災初動期において被災者や被災現場に直接対峙し、緊急的な対応を求めるられる場面が多い市町村だからこそ、より緊急対応としての立替払いの必要性があると考えます。 住民の福祉の増進を図るにあたり、災害から住民の身体、生命及び財産を保護するため、迅速かつ円滑に災害緊急対策を進めることは、市町村の資源的な役割のひとつであると考えます。災害時における立替払いは近年の大規模災害時の被災自治体においてもその必要性は明らかとなっているため、法改正、または法改正に代わる運用の実現に向け、時期的目標を立てた前向きな検討をお願いします。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○地方公共団体は、災害対応の一義的責任を負い、発災初動期において被災現場で直接対応に当たる場面が多いため、災害現場の地方公共団体職員が対応に当たり、躊躇なく必要な支払いが可能となるよう検討していただきたい。 ○2次ヒアリングまでに、対応案及びその導入に向けた検討スケジュールをお示しいただきたい。	公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。 しかしながら、提案にあるような災害時ににおけるケースの整理は必要と考えることから、現行の支出し特例制度(資金前渡)における運用上の取扱いを中心に、提案団体が求める災害時における支出が可能か検討をすめる。
84	今回の提案(PDFファイルの記載内容についても検索の対象とする)について、費用面の課題から直ちに対応することは困難とのことであるが、この点については次のソフトウェア導入やシステム改修の際に、検討課題として挙げていただきたい。併せて、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。 他方、「裁決情報詳細」の記載の充実を審査庁等に求めるなどによりデータベースの利便性の向上に努めてまいりたいとの回答をいただいたが、記載の充実を図るため、地方公共団体等に「裁決情報詳細に掲載するための裁決・答申の概要版を作成する」等の新たな事務負担が発生しないように求めるとともに、それが困難であれば、当面は裁決・答申の本文をそのまま「裁決情報詳細」に掲載し、検索精度の向上を図ることもご検討いただきたい。併せて、既にデータベースに掲載されている裁決・答申についても記載の充実を図ることも含め、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	行政不服審査法は、審査会等に答申の公表を義務付けるとともに(同法第79条)、審査官等に裁決の内容等の公表について努力義務を課している(同法第85条)。「行政不服審査裁決・答申検索データベース」は、これらの裁決等の内容についての国民への一元的な情報提供及び国の行政機関や地方公共団体の利便性の向上を図るために整備・運用しているもの。 同法附則第6条においては、施行後5年を経過(令和3年4月)した場合にその施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされており、同条に基づく検討を行つ中で、国の行政機関や地方公共団体ごとの実情を把握しながら、同データベースの運用の改善についても検討してまいりたい。 当面可能な対応として、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄の充実が考えられる。裁決等の本文を、個人情報を伏せた上で掲載することは現行システムにおいても可能であるが、過去の裁決・答申の記載の充実に伴う事務負担などを考慮する必要があることから、国の行政機関や地方公共団体へのヒアリングを行つた上で、本年度中を目途に同欄の記載の充実策を講ずるなどにより、引き続き同データベースの利便性の向上に努めてまいりたい。
103	1月実施の財政事情等ヒアリングの意義として、年度末に向けての財政運営に支障が生じないよう助言する責重なる機会とのことであるが、本提案にも記述したように、1ヶ月ヒアリングに向けての準備は当初予算編成の繁忙期ピーク中の作業であり、全序的に大きな事務負担が生じている。 ヒアリングに伴う事務負担の軽減については、「今後検討」とあるが、これを契機に速やかに調査項目の絞り込みや様式の簡略化など積極的な検討をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	令和2年1月実施予定の財政事情等ヒアリングから、調査項目を絞り込むとともに、調査様式を簡略化することとする。

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
113	B 地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムによるデータ連携の拡大	税務署へ書面提出された税務申告書類について、国税連携システムにより、国税庁から地方公共団体へデータ提供がなされていること。現在はe-Taxで申告された所得税申告書(第1表から第5表)と添付書類(所得税申告書決算書等)で納税者が入力したすべての項目、及び書面で申告された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税総合管理(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない要素であっても、画像イメージでデータ提供している。)	データ連携が拡大されることにより、当該業務に係る職員の負担が軽減が見込まれる。	所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付總税企第72号、総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	岐阜県	岩手県、福島県、白河市、柄木県、埼玉県、蓮田市、千葉県、船橋市、練馬区、八王子市、新潟市、三条市、富山県、石川県、都留市、豊橋市、春日井市、西尾市、小牧市、京都府、大阪市、寝屋川市、兵庫県、南あわじ市、奈良県、鳥取県、島根県、出雲市、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、久留米市、熊本県、大分県、宮崎県	○市町村においても、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人住民の賦課業務等において、所得と住民税の課税計算時に特定株式等の配当等や譲渡所得等の申告の選択が異なるところではあるが、国税連携システムのデータ連携の対象外のため、データによる提供ができない。職員が税務署でビーザーする作業を行っている。同様に、寄附金控除においても寄附先などが分かず職員が税務署でビーザーする作業を行っている。○市町村においても、書面で申告された場合の添付書類については、賦課業務等において、必要になるため、職員が税務署で軽作業を行っている。当該道府県内に3税務署において、3月～4月の間に集中的に軽作業を行い、本年については、軽作業件数は約5万枚。従事日数は79日(全業務所計)、従事職員は21人(延べ)であった。軽作業のためのビーザー機も税務署へ設置させていたとしており、費用負担も大きい。	○支障事例のほかに、株や配当の種類が不明なものや、申告書内容について不備があるものについては、毎月1名、4月は8名の職員が交代で数日、税務署で添付書類等の確認やビーザーする作業を行っている。○固定資産税分野では償却資産の賦課及び確認のため、対象部分のデータ提供が必要だが、現在の所データによる提供がないので、職員が税務署でビーザーする作業を行っている。令和元年度の5月度の実績は、延べ16人、120時間を要している。	【総務省】国税庁から聞き取ったところによれば、本提案の実現にあたっては確定申告書と併せて新たに添付書類による申告が必要なことから、特に確定申告期間中ににおいて、国税庁に多大な事務負担がかかることが想定される。申告書の受付業務等を担う国税当局の負担等を考慮すると、現時点では提案事項の実現は難しいものと考えられるが、地方団体のご意見等を踏まえ引き続き国税当局と検討を進めてまいりたいと考える。	
114	B 地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に市町村へ当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月28日)までは、開庁日で3月1日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発送を行わなければならない。	交付決定日の前倒しにより、県や各市町村の事務手続きに係る負担の経減に資する。	道路交通法附則第16条 平成31年3月20日付け総務省大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官房会計システム「ADAMS II」)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について	警察庁、総務省	岐阜県	川崎市、山口県	○交通安全対策特別交付金において、県内各市町分(全19団体)について交付手続きを行っており、3月の国の交付決定日から各市町への支払日までの期間が短いため、国費会計システム「ADAMS II」を利用した歳入歳出処理や、各市町への当該交付金の額の決定通知の作成及び発送等事務処理を行う際に支障をきたしている。	毎年3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納による反則金收入等当額等から当該期間に係る通書送付費支出額及び返還金を控除した額とされている。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
113	支障事例に示したとおり地方自治体では、コピー作業に毎年多くの人員と時間を割かれており、多大な負担となっている。 提案が実現されれば国の負担が増加することになるが、国・地方自治体を通じて事務の効率化が図られると思われるため、行政全体としての費用対効果をしっかりと検証の上、ご検討いただきたい。 また、e-Taxの利用率向上についても、積極的な対策を推進していただきたい。	【蓮田市】 デジタル手続法により、政府はオンライン実施を原則としている。民間事業者を含めてコネクテッド・ワンストップを実現するために国は地方自治体にも情報の提供その他の必要な措置を講ずる必要があると考えられる。 財務省の回答では「青色申告決算書や収支内訳書」を確定申告期間後に順次システムに入力しているとの事だが、コネクテッド・ワンストップを実現するためにシステムに入力された「青色申告決算書や収支内訳書」の提供を毎年4月～5月に国税連携システムで回付する措置を講じていただきたい。 【船橋市】 財務省の回答に地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較が必要との記載があった。このことについて、提案団体及び追加共同提案団体等から示された支障事例の中では個別に具体的な事務量(日数や人件等)の提示があったが、税務署として増加するであろう事務量の増加の見込みをご提示いただきたい。その上で、比較内容や長期的に見た際の費用対効果をデータとしてお示しください。 また、両省とも提案事項の実現は、難しいとの回答であったが、添付書類の中でもデータ入力の必要がない書類の画像データのみの提供等一部の対応だけでも可能かどうかについてもご回答いただきたい。 最後にe-taxの普及について、国税庁及び地方団体双方にメリットがあることから、当市としても周知・広報の協力を依頼したいと考えているが、今後のe-taxの普及促進の施策で各省庁で予定しているものがあればご提示いただきたい。 【春日井市】 求める措置の具体的な内容として、国税連携システムを通して連携されるデータのうち、tiffデータ(画像データ)の内容の拡充を求める。回答があったように連携されるXMLデータの入力項目の拡充が論点となっているわけではなく、各自治体が税務署へ調査に行き、現地で資料をコピーする作業に膨大な時間と人が割かれていることが課題である。画像データの拡充であれば、データ入力の伴わない事務であると推察されるため、検討されている程の多大な事務量や経費の増加は想定されない。申告書の資料編集については、各自治体から税務署へ職員を派遣し作業を行っているが、連携される画像が拡充されるのであれば、後の調査事務に係る時間を縮減作業に回すこともでき、税務署での資料整理のスピードを上げることができる。コストとして懸念される事項は、イメージデータ作成におけるスキャニング機械の性能と資料編集作業や資料保管を行うためのスペース確保及びデータ量が拡大することでサーバー容量の拡充等が想定される。しかし、これらのためのコストについては、管内自治体からの人員応援による税務署の人件費の削減や、e-Taxによる申告へのシフトチェンジに伴う業務量の削減から相殺されると考えられる。また、回答された内容に係る増加コストと比較しても、極めて小さいコストで各自治体の業務削減を図ることができると、三税協力の信頼関係の強化を推進するためにも連携データの拡大を求める。 【南あわじ市】 添付書類の入力されたデータが届かなくても、イメージデータさえあれば、住民税課税に必要な情報が確認できる。添付書類のイメージデータを送信できないものか、検討していただきたい。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	【総務省】 国税庁から聞き取ったところによれば、本提案の実現にあたっては、各税務署において、確定申告書と併せて新たに添付書類データ入力する必要が生じることが想定される。仮に添付書類のイメージデータ(tiffデータ)の提供を行う場合、イメージデータを成すための各種添付書類の入力業務が発生することとなる。それらの業務が申告書の処理と同時に実行することは、申告受付の繁忙期においては非常に困難である。地方団体の賦課決定業務に間に合うように当該データを提供することは難しいと考えられる。 申告書の受付業務等を担う国税当局の負担やイメージデータの提供を受けるため、地方団体側のシステム改修等を考慮すると、現時点では提案事項の実現は難しいのと考えられるが、地方団体のご意見等を踏まえ引き続き国税当局と検討を進めりたいと考える。 なお、e-Taxで受け付けた確定申告書は、青色申告決算書等を含めて国税側で受付した全てのデータが地方団体へ連携されることから、地方団体におかれでは、納税に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。 また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ施策を活用することでe-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれでは本施策を積極的に活用いただきとともに、都道府県におかれでは市区町村に対し導入に際して助言等を行っていただきたい。 【財務省】 (概要) 提案の実現に当たっては、国税全体の増加事務量、システム改修・機器等整備費用、人件費、また、地方団体の事務量減少や地方団体のシステム改修・機器等整備費用にも多大な影響があると考えられる。 また、添付書類等を含めてイメージするにはスキャン等の事務が発生するが、該力事務量の増加に伴い、申告書の回付自体が大幅に後ろ倒しになることで、当該課題等に伴う影響が予想される。また、各自治体から税務署へ職員を派遣し作業を行っているが、連携される画像が拡充されるのであれば、後の調査事務に係る時間を縮減作業に回すこともでき、税務署での資料整理のスピードを上げることができる。コストとして懸念される事項は、イメージデータ作成におけるスキャニング機械の性能と資料編集作業や資料保管を行うためのスペース確保及びデータ量が拡大することでサーバー容量の拡充等が想定される。しかし、これらのためのコストについては、管内自治体からの人員応援による税務署の人件費の削減や、e-Taxによる申告へのシフトチェンジに伴う業務量の削減から相殺されると考えられる。また、回答された内容に係る増加コストと比較しても、極めて小さいコストで各自治体の業務削減を図ることができると、三税協力の信頼関係の強化を推進するためにも連携データの拡大を求める。 (具体的な内容) 画面の確定申告書に添付される青色申告決算書・収支内訳書、所得の内訳書及び各種控除の関係書類など(以下「各種添付書類」という)。データ連携を実現するには、現状において入力を行っていない各種添付書類についても入力が必要となる。 地方団体からの問合せ事務など、行政全体としての費用対効果を詳細に把握するには困難だが、地方団体からの提案にあたっては、国税当局において各添付書類のデータを入力するためのシステム改修・機器整備費用等が膨大なものとなると予想される(青色申告決算書や収支内訳書を除き、書面で提出された添付書類については現状入力を行っていないため、それらを入力するためのシステム開発費)。 また、各税務署においては、1月～4月頃までの間は、申告相談、確定申告書の入力、申告誤りの是正等を行っており、大量の確定申告書を処理するため職員が超過勤務を行い、各種事務に応対しているのが現状である。このため、これらの事務にかかる費用の増加が予想される。また、各税務署では、申告誤りによる納税者に対する罰則が課せられることにより、納税者の苦情の増加にもつながることとなる。 国税庁においては、スマートを利用した申告など、納税者が自宅等からe-Taxを利用した申告を行うことができるよう、環境整備を行ってとともに、各種広報媒体を通じて周知広報を行い、e-Taxを利用した申告の推進に取り組んでいるところである。また、令和2年分の確定申告からは、青色申告特別控除(65万円)を適用する場合はe-Taxを利用した申告が要件となるなど、制度面からもe-Taxの利用に向けた法改正がなされている。 国税庁としては、納税者による自宅等からのe-Taxを利用した申告や地方団体から申告書等のデータ引継ぎを推進・拡大することにより、地方団体からの提案内容が解説する考えているため、引き続き、地方団体におかれてもこれらの取組、特に地方団体からのデータ引継ぎに、より一層のご協力をいただきたい。	—
114	交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。) 「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	交付決定日及び現金交付日について、一週間程度前倒しすることを検討している。下、理由を記載する。 交通安全対策特別交付金は、地方財源であり、額が確定した以上、可能な限り早急に、地方団体に交付することが適切。 これは、早期に現金交付されれば、資金繰りに余裕ができ、地方公共団体の財政運営上メリットとなるからである。(同じく地方財源である普通交付税は法定の交付額、特別交付税は交付決定日の翌日に交付している)。 一方で、3月末に業務が集中する、会計事務担当者の負担を軽減するため、交通安全対策特別交付金の交付決定日及び現金交付日を、共に一週間程度前倒しすることで、事務の分散を図ることとする。	—

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
118	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税負担の規制緩和	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしており、不動産取得税も可能にする。不動産登記情報の電子データを活用できること。	【現行制度】不動産取扱税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所に登記申請書を閲覧して不動産の取得についての情報を書き記す。添付されている不動産の固定資産評価額を含めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。このように、人的労力が多くなっている。※平成29年度収集実績：約11万5,000件(+同数の見直し)。登記所への出張回数：約1,000回	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	埼玉県	全国地方税務協議会(平成30年度不動産取扱税課税資料収集検討会)、全国アソシエーション(平成30年8月実施)※一部抜粋	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富士市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、鎌倉市、平成31年4月26日発出総税務協議会第31号「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」	○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を使っている。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によつて複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し、課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	【法務省】現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく問い合わせながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。 【要】内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。	
122	B 地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体に関する規制緩和の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、競馬法等の規定に基づき、年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。	【支障事例】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等に基づき、各市町村の提出書類を受理するための上級団体等に登記申請を行うことなく、国へ直接申請すること。 県は当該指定を受けていた場合に、各市町村に助言等を行うものではないと考える。 県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。 当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県が自由で国へ提出している。 しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務について県を経由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】したかつて、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考える。政令市は大都市で見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県	川崎市	—	【法務省】今回の御要望については、関連する他の制度における取り扱い等も勘案しつつ、検討する。 【農林水産省】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。 一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣에게提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。 【国土交通省】モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(「県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出すること」)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きをまとめたものであると想定されるため、本提案の是非について、国土交通省としては判断できない。		
126	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。	市民側としては、ホームページ等でマイナンバーカード更新手続き等の留意点が周知されることで、自治体に個別に問い合わせる手間や更新手続き時に書類の不備等による補正の手間を減らすことができ、円滑に手続きを行えることが期待できる。 また、自治体側としては、住民異動手続きと並行してマイナンバーカード等の更新手続きを行う必要があることから、留意点が示されることで新任の職員であっても円滑な対応が期待でき、職員の負担軽減につながることが期待される他、全国統一の事務処理を行うことで、市民からの問い合わせ等が減少することが考えられる。 更に、更新時期がつくつこられ、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに際しての情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。 ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者：2,000人以上	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 ・公的個人認証サービス事務処理要領	総務省	大府市	大船渡市、秋田市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、川崎市、福井市、高崎市、豊橋市、小牧市、豊明市、田原市、野洲市、京都府、大阪府、八尾市、島本市、神戸市、串木町、倉敷市、岩国市、松山市、糸島市、大村市、宮崎市	○今後の更新手続きについて不明なため、住民への説明が困難になっている。 ○電子証明書の更新時期が集中することにより、窓口の混雑が想定される。市民への周知も要することから、早めの情報提供と手続の簡素化を望む。 ○市當としても20才以下のマイナンバーカードの更新や電子証明書の更新対応について、検討課題として大きな課題としている。 ○電子証明書の更新及びマイナンバーカードの更新と異動時期が重なり、全自治体において窓口が大混雑することを察される。できるだけ早く詳細を決定し、市民に周知する期間を一定期間設ける必要があると危機感を持つている。新たにマイナンバーカードを申請することをPRする同時に、更新についてもPFIに力を入れないと、結局市民のマイナンバーカードに対する不信、不満が避けられないと考える。 ○マイナンバーカードの更新には、有効期間内の申請が必要で有効期間満了の3ヶ月前から申請できるとあるが、どの時点でどこにどうないう状態になれば有効期間内の更新が完了となるのかなど不明な点があり、窓口トラブルのものとなるり。 ○早急に国がホームページ等で留意点を示すとともに、各市町村にも更新時の手数料等を含めきちんと方針を示していくだかないと、市民への説明に苦慮することとなる。 ○更新手続きに際しての情報をマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、提案団体と同様に問い合わせに苦慮している。 ○電子証明書の更新が最初の更新手続時に実行され、窓口が混雑することは必至である。また、更新にあたり、譲り受けた電子証明書の失念や代理人申請等により手続きが増え、更に混雑することも予想される。 ○当市では譲り受けた電子証明書の更新手続が初めての手続であります。代理人の手続では1回の来庁では提示できないものもあり、再来庁を余儀なくしている状態である。初の更新手続を迎えるにあたり、想定されるA&Aや手続についての留意事項についての説明を希望する。 ○マイナンバーカード電子証明書に関する住民の認識はまだ低く、今後、自治体の窓口等で更新手続きの説明などに要する時間が増えていくことが予想される。自治体の事務負担の軽減が図られるよう、住民の認識を高めるための統一的情報発信を行っていただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続に関して、手数料の徴収の有無などまだ未決定となっている部分がある。また、それの案内通知を送付する必要があるが、更新手続は有効期間終了の3ヶ月前より受け付けるとの案内となっていたため、そのための案内文書案などを各自に見ていただけたい。 ○自治体でも、電子証明書に限らず、カードに関する手続の際に譲り受けた電子証明書の明示(継続利用時に譲り受けた電子証明書がわからなければ再設定が必要、等)がないため、来庁時に手続を完了できず、住民が国に直接問合せする事例も発生している。	マイナンバーカード(発行の日において20歳未満の者に交付されたものに限る。)及び個人認証の電子証明書の有効期間は、その発行の日から5回目の誕生日までとされており、令和2年1月から、順次、これらの有効期限が到来することとなる。 ○市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。 一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣에게提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。 また、更新時の手数料の取扱いについても、早期にお示しできるよう引き続き検討してまいりたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
118	地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することになっているが、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、本県では、登記所で登記申請書類を閲覧、調査し必要事項を手書きで入力票に書き写している。 また、市町村から紙で情報を入手しても電子データ化のために県の費用負担が必要となる。仮に、電子データで入手できても、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。 さらに、登記情報システム更改後も、当該システムに対する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入手することは困難である。 これに対し、登記所からLGWANを通じて直接電子データを入手することで、次のメリットがある。 ①市町村ともデータ化による業務が大幅に軽減される。 ②統一のフォーマットで市町村のデータが入手可能となる。 ③登記情報システムに対応を予定していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。 以上のことから、法改正の上、固定資産と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としていただきたい。 なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。 国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。	—	【鳥取県】 登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のドタがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するものが遠い将来のこととなってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務省から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。 【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないとから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の業務効率化に繋がりにくい。 ②統一のデータ形式で市町村のデータが入手可能となる。 ③登記情報システムに対応を予定していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。 以上のことから、法改正の上、固定資産と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としていただきたい。 なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。 国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。	—	—	令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規制で対応可能な点からも含め、法的根拠を明らかにした上で、あり路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。 また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。 市町村が大手でLGWANで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境が整つければよく、市町村側システム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。 なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。 これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の1を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。	現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータにについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更迭によりオンラインで市町村が提供を受けられるようになれば同条に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。 また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についてもLGWANに接続することができる環境が整つればよく、市町村側システム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについてもLGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。
122	提案の早期実現に向けて、前向きに御検討いただきたい。 なお、御対応いただける場合は、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	【総務省】 総務大臣は、競馬、競輪及びモーターボート競走を行ふことができる市町村を財政上の特別の必要性等を勘案して指定するが、市町村長は都道府県を経由して総務大臣に申請し、都道府県知事が意見を付す手続としている。 このような手続とした趣旨は、県内市町村の財政状況等を把握している都道府県知事に対して財政上の特別の必要性等について意見を求めて、総務大臣が指定に当たつての参考としようとするもの。 この点、総務大臣は指定都市の財政状況や公営競技の経営状況等について、地方財政状況調査や公営競技に関する個別ヒアリング等を通じて直接把握している状況にあり、公営競技を行うことができる指定都市の指定に当たり、都道府県知事の意見を求める、参考とする必要性は低下していると考えられるところから、令和2年度分の指定手続から、指定都市については、当該指定都市の市長が総務大臣に対して直接申請し、都道府県知事の意見を求めないこととする。 【農林水産省、国土交通省】 総務省が行う検討に対して、必要な協力をまいりたい。	—
126	電子証明書の更新は3か月前から可能であることから、有効期間到来通知の発送については早急に進めていただき、窓口混雑が生じないように対応をお願いします。 また、本年6月21日に閣議決定され「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、令和4年度中にほんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとされました。 マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が始まると、今後、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増加し、市町村の交付・申請窓口が混雑することが予想されます。マイナンバーカードの普及を本年度から積極的に進めいくことや、カードの円滑な取得を実現することが重要であります。新規申請及び更新申請が混在することになり、市町村の業務が煩雑になることからも、提案の実現に向けて、早期の対応を求めます。	—	【八尾市】 マイナンバーカードの交付は平成28年1月から始まったので、ここから5年後の令和2年1月が有効期限が最も早く到来する方ということになろうかと考えるが、マイナンバーカード及び電子証明書の更新は有効期限到来の3か月前から行うことが可能とされている。したがって、現実的にはマイナンバーカードや電子証明書の更新について自治体窓口に住民から問い合わせがなされるのは令和元年10月以降であると想定されるとところであり、この時期に間に合うよう、自治体や住民への周知、情報提供をお願いしたい。 例えば平成27年末にマイナンバーカード交付申請を行い、平成28年1月5日にカードが出来上がり、誕生日が1月10日である方の場合、令和2年1月10日に有効期限が到来する。J-LISから住民に対して送付される「更新のお知らせ」は、この場合であれば10月には送付する必要があると考える。有効期限到来前までに、期間的に最大限余裕を持った「更新のお知らせ」の送付を求める。 また発行申請の流れや暗証番号の再設定の方法等について、住民に対するお知らせ通知の中でも周知を行うとされているが、住民への周知広報及び問合せ対応については、国やJ-LISにおいて行っていただくことを求める。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	地方公共団体情報システム機構からの有効期限到来のお知らせ通知の発出は、令和元年11月以降を予定している。	—

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
132	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる。または、市町村の裁量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	国が定める調査エリアは、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアと大体に乖離し、複数の自治会にまたがっているため、調査員は各自治委員など多くの関係者と接触し、協力を求めながら調査を行っており、非常に効率が悪い。また、調査員の募集にあたっては、地域自治の基礎的なエリアとなる自治会の自治委員に依頼して、調査員を推薦してもらう方法で募集を行っている。しかし、近年の高齢化、集落の人口減のため、調査員のなり手がなく、見つからない場合は、しかしながら自治委員にお願いして調査員をやつだくことが多い。そのような状況で、自治委員からは「今のやり方は、調査員が自分の自治会の範囲を越えている部分からではない。」自分の自治会のエリアの調査区から何とか把握できるので調査員をしてもらよい。報酬を下げてもよいか自治会単位の調査区域にしてくれないか。」という声があががっている。	担当する調査エリアと、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアを一致させることで、調査員は各自治委員など多くの関係者と接し、協力を求めながら調査を行っており、非常に効率が容易になれる。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、國東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、福井市、豊橋市	○担当する調査区が複数の自治会にまたがっていることで、自治会推薦をお願いすることが出来なくなる場合がある。調査区と自治会が同じエリアになることで、依頼しやすくなり、担当の調査員も調査区内を巡回しやすくなる。 ○当市においても、大規模調査の調査員の推薦については各行政区長に依頼しているが、調査区が複数の行政区にまたがっていることで、「自分の行政区以外の部分は調査しづら負担が大きい」等の声があががり、調査員の確保や調査の効率的な実施の妨げとなっている。 ○当市においても、一部の町内会及び自治会等(以下、町内会と記載)から、国が指定する調査区の範囲と町内会の範囲が異なっているため、調査員を受け入れることができない旨の申出を受けているところである。	住宅・土地統計調査は、国勢調査調査区から標本(調査区)の層化抽出を行っているため、本調査の調査員は、抽出された国勢調査調査区のエリア内において調査活動を行っている。 国勢調査実施後に、地方公共団体から同様のご意見等を頂戴したことから、これに対応するため、令和2年国勢調査の調査区設定の手引きを修正し、市町村の必要に応じて自治会の範囲に基づき境界の修正等を行うことができることを記載したところである。 このおり、国勢調査の調査区設定において、市町村の必要に応じて境界の修正等に係る事務を行うことにより、調査員と自治会のエリを一致させることは可能であり、本件提案について既に対応済と考えている。	
133	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員を募る中で、限られた時間の範囲内なら調査員をやってもいいという方がいるが、統計局が示す市町村事務要領において、調査員は都道府県から示された人數を配置することとされており、市町村に裁量の余地がないため1調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。	調査員1名の業務を複数名で分担できれば、調査員確保の効率化を図ることができる。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、國東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、那須塩原市、豊橋市、田原市、串木町、高松市、宇和島市	○登録調査員が減少する中、調査員の確保が難しくなっている。予定がある人、一部なら従事が出来る人などが補い合うことが出来れば、より調査員を確保しやすくなる。 ○調査員の人数について、定められた人數によらず、委託費の範囲内で市町村が独自に決定することができれば、調査員の確保が現状より容易になる場合がある。 ○国の手引きによると、調査員は原則、3調査単位区に一人の割合で配置。もしくは、地域の実情により2調査単位区に一人の割合で配置するよう推薦することとしているが、調査員の高齢化や仕事を持つながら調査員業務を行っている人も多く、県内の市町においても、調査員の負担を軽減させるよう、例えば一人が受け持つ調査単位区数を減らしてほしい旨の意見は出している。 ○調査区の範囲が広範囲にわたる場合等は調査員の確保が難しく、地域の実情に合わせて複数の調査員を配置したいケースがあるが、柔軟な対応ができない。 ○同調査では調査員1人2調査区にかかる場合、原則各区がひとつの位置であるが、1区で面積が広大な地域については1人1区配置できれば地元の方に調査員を頼みやすいや2区は頼みにくい場合がある。	住宅・土地統計調査の市町村事務要領では「調査員は、都道府県から示された人數を選考する。」としているが、ここで示す調査員数は、調査員数の上限値(=委託費の交付額)であり、市町村は示された調査員数の枠内で調査員を調査単位区ごとに配置することができる。 また、本調査については、原則として、3調査単位区に1人の割合で調査員を配置することとしているが、調査単位区内の住戸の疎密等の状況に応じて一部の調査単位区内においては2調査単位区に1人の割合で調査員を配置することを認めている。 加えて、市町村事務要領では明記していないものの、選用上は1人の調査員が1調査単位区のみを担当することも認めており、この点は全都道府県に対してFAQ(よく問い合わせられていること)に記載している。 このように本調査においては、市町村の状況に応じた調査員の配置についての裁量を与えているところであり、通常の調査員の業務(3調査単位区)に複数の調査員で分担することも可能な仕組みとなっているが、現行の市町村事務要領における記載内容が市町村に誤解を与えていたため、次回の本調査の実施に当たっては、市町村に誤解を与えないよう市町村事務要領の修正を行いたい。		
134	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を経由しないで)、国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員等の扱い手を自治委員や地域の方へ探してもらったり、登録調査員を活用しながら推進を行っているが、過疎・高齢化が進む中、扱い手を確保することが年々難しい状況にある。 また、インターネット回答の導入等により、事務が複雑化・煩雑化しており、市町村職員にとっても負担となっている。	調査内容に精通し、調査のノウハウを持った民間業者に国が直接委託することで、遅れかつ正確な調査結果を得やすくなる。また、本市のような小さなまちで、過疎・高齢化が進む自治体は、同様の課題を抱えていると思われ、働き方改革を推進するなか、市町村職員が行う事務の大幅な削減につながる。	・統計法 ・統計法施行令	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、荒川区、福井市、越前市、長野県、諒訪市、高山市、浜松市、國東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、ひたちなか市、那須塩原市、佐伯市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、國東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	○当市においても、調査員の高齢化、働き方の多様化等により、基幹統計調査に係る調査員の確保には苦慮しているところであり、登録調査員の他、過去の調査経験者にも依頼している状況が続いている。 ○首都圏の住宅地である当市も調査員不足は問題であり、今回の住宅・土地統計調査は、調査員ひとりひとりの担当調査区の増加にて調査を実施することができる、有効な調査票の回収を促進するなど、国勢の基本に関する統計の確実かつ効率的な作成に資すると考えられため、法定受託事務として地方公共団体に委託をしている。また、本調査は、約10万人の統計調査員が実習に従事するものであるが、現状ではこの規模の統計調査に対応できる民間事業者は存在しないと考えている。 一方で、地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり、地方公共団体にとっても、統計調査員を自ら管理することに伴う業務が軽減され、調査の実施に係る職員の業務内容の効率化を図る手段として活用できるなどから、本調査の実施事務については、地域の実情に応じて市町村単位で民間委託を可能とする仕組みを制度上措置しているところである。(統計法施行令別表第一備考四) 今回の提案については、法定受託して地方公共団体に委託している事務が国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となるが、こうした措置をとるためには、全国を網羅して民間事業者を安定的に存在することができるため、現状では対応困難であるものの、具体的な支障事例の内容については、既に講じてある仕組みの中で解決が可能な事例もあると考えている。 また、調査員の高齢化等に伴い市町村によっては調査員の確保が困難となってきたという状況に承知しており、調査員の確保対策は重要な課題と認識している。次回調査の検討を行いつで、令和2年国勢調査の取組などを参考にしながら、検討を進めまいりたい。	住宅・土地統計調査は、全国の住宅等及びこれに居住する世帯のうち、約370万の住宅等を抽出して実施する日本最大規模の標本調査であり、その実施に係る業務については、地域を熟知し調査対象となる国民に身近な存在である地方公共団体を通じて調査を実施することができる、有効な調査票の回収を促進するなど、国勢の基本に関する統計の確実かつ効率的な作成に資すると考えられため、法定受託事務として地方公共団体に委託をしている。また、本調査は、約10万人の統計調査員が実習に従事するものであるが、現状ではこの規模の統計調査に対応できる民間事業者は存在しないと考えている。 一方で、地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり、地方公共団体にとっても、統計調査員を自ら管理することに伴う業務が軽減され、調査の実施に係る職員の業務内容の効率化を図る手段として活用できるなどから、本調査の実施事務については、地域の実情に応じて市町村単位で民間委託を可能とする仕組みを制度上措置しているところである。(統計法施行令別表第一備考四) 今回の提案については、法定受託して地方公共団体に委託している事務が国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となるが、こうした措置をとるためには、全国を網羅して民間事業者を安定的に存在することができるため、現状では対応困難であるものの、具体的な支障事例の内容については、既に講じてある仕組みの中で解決が可能な事例もあると考えている。 また、調査員の高齢化等に伴い市町村によっては調査員の確保が困難となってきたという状況に承知しており、調査員の確保対策は重要な課題と認識している。次回調査の検討を行いつで、令和2年国勢調査の取組などを参考にしながら、検討を進めまいりたい。	
135	B 地方に対する規制緩和	その他	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	検査は3年に1度、前回検査年度以降3箇年分をまとめて行われる。実地検査に先立って事前調査様式の作成に依頼され、これらをそれぞれの年度について作成し、基礎数値算定の根拠資料とともに当日、検査会場へ全て持ち込まなくて基礎数値の確認等の確認を受ける。 具体的には、各普通交付税不交付団体(※調整不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しが行われる。 具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するなどして、必要な根拠資料を送付する。 検査等が行われる。総務省において書面検査のほかに実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行ふ方式に変更する。	実地検査に要する会場設営・会場準備・当日職員の対応等の事務が不要になり、また総務省検査官も現地に赴く必要も無いため双方の事務負担軽減となるだけではなく、提出書面ペースで必要に応じシボポイントで指摘ないし確認を行えることからより効率的である。また、この方式を都道府県下で調査が行われる各市町村についても適用することにより同様の効果が得られる。 財政健全化に努めた結果、普通交付税不交付団体になっているが、メリットよりデメリットの方が大きいと言った意見も議会等からも出ている中で、普通交付税不交付団体になっている団体において根拠資料をもとに一つ一つ説明する形が取られており、その場で突発的な指摘もしばしばはあるため、広く準備を要するほか、その場で答えきれないものについては後日対応となる場合もある。	地方交付税法第17条の3	総務省	川崎市	平塚市、豊橋市、豊田市、京都市	○検査市同様、事前の準備に多くの時間を要している状況である。また、当日同席してもらう担当課が多く、その時間調整や膨大な資料の搬入など、財政当局及び事務担当課とも多くの負担が生じている状況である。 ○3年に1度行われる地方交付税法第17条の3における交付税検査については、2日にわたり財政当局の担当者及び担当項目の所管部署担当者が対応している。実地検査が書面検査になることで、事務担当者の事務の軽減及び確認作業の効率化が図られるところである。	地方交付税法第17条の3において、「交付税の額の算定に用いた資料に關する」検査を行わなければならぬとしている。 普通交付税の算定に関する資料とは、総務大臣の定める様式のほか、道路台帳、河川台帳、港湾台帳、漁港台帳、公園台帳、恩給台帳、公債台帳等が挙げられる(普通交付税に関する省令第3条)ところ、膨大かつ多岐にわたるこれらの資料について、実際の施設等に適切に作成されることを踏まえると、書面のみによる検査はなしでない。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
132	回答の趣旨については承知した。「調査区設定の手引」を確認し、対応してまいりたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		国勢調査の調査区設定は「調査区設定の手引」に基づき事務を行うこととしており、その内容については、2019年4月に全国6ブロックで開催した2020年国勢調査調査区設定地方別事務打合せ会において全都道府県に対して説明を行い、それを受け、各都道府県は市町村に対して事務打合せ会を開催し説明を行った。 今後とも、機会をとらえて適切に周知を行うとともに、照会があった場合は、随時対応してまいりたい。
133	回答の趣旨については承知したが、複数の共同提案、追加共同提案が挙げられたように、地方公共団体への周知が不十分と思われるため、事務要領の修正については確実に行っていただきたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		住宅・土地統計調査において、市町村は、都道府県から示された調査員数の枠内で各調査員の受け持ち調査単位区数を調整することが可能であることを明確化するため、次回調査についての事務打合せ会を開催する2023年5月までに「市町村事務要領」を修正することとした。
134	全国的な民間委託が困難である旨については承知した。 ただし、回答の中で、「地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり」とあるが、調査に関する説明会の中で、「民間事業者に委託できるのは、調査区がマンションだけである」など要件に制限がある説明を受けている。平成30年調査の市町村事務要領においても、共同住宅、社会福祉施設等における調査員事務の委託以外に委託に係る事項はなく、民間委託が可能なのであれば、それがわかるように事務要領を改めていただきたい。 また、調査員の確保は地方にとって喫緊の課題であるため、引き続き対策を講じていいただきたい。	—	—	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		住宅・土地統計調査における調査票の配布・収集等に関する事務について、市町村単位で民間委託が可能であることについては本年中に地方公共団体に改めて周知することとした。また、都道府県から総務省に、管内市町村において民間委託を行う旨の報告があった場合には、次回調査についての事務打合せ会を開催する2023年5月までに「市町村事務要領」を修正することとした。 なお、調査員の確保対策については、2020年国勢調査の取組などを参考にしながら検討を進め、2022年度末までには一定の結論を出すこととした。
135	交付税検査においては、交付税算出資料上の全ての基礎数値について錯誤の有無に問わらず網羅的に説明の機会を求められている状況であるが、その対象数値は膨大かつ多岐に渡るものである。過去の実地検査においては、検査時間等の関係もあり基本的に錯誤があった数値を中心に説明を行っているが、決算の性質上、検査対象年度より過年度の基礎数値についても、異動が想定されにくく公債費等の説明も求められているところ、これらは事前に行われる懇親大臣の定める様式による調査での回答・根拠資料の添付で対応した内容の確認作業でもあり、説明に重複も多いものと考える。また、收入による数値など、検査費目ごとに当該団体における概況やそれら算定に係る事務手順などの説明も検査の度に行われているが、それらについても書面上で説明可能な範囲のものである。原則、書面検査とした上で、台帳等、上記書面上のみでは適正かどうかの確認が困難な場合に限り、実地検査を採用するものとすることで、検査の圧縮・効率化を図ることに可能である。 交付団体における基礎数値の錯誤は少額であっても交付額に直結するため、僅かな錯誤であってもより厳格な検査が必要とするが、不交付団体においては、不当に交付税の交付を受ける懸念もないため、検査方法を見直す余地もあるのではないか。また、上記事前調査にて、過去の数値の再算定の結果、不交付から交付へと転じるほどの多額の錯誤が生じることは事実上想定しにくく、上記のように必要な場合あるは書面上の検査結果に疑義がある場合などにピボットで実地での調査を採用することで、事前(書面)検査においても交付税不交付という一定の結果の担保は達成可能である。	—	【豊田市】当市は合併算定額により普通交付税の交付を受けていたが、令和3年度から完全な不交付団体となる。提案市と同じく、不交付団体となった後にも交付税検査が行われ、膨大な資料の準備や財政及び事業担当課の出席といった負担が生じることを懸念している。多くの不交付団体によって交付税検査が負担となっている状況を踏まえると、実地検査が必須だとしても検査項目を絞るなど何らかの簡素化の検討をお願いしたい。	—	【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	提案団体からの意見にあるとおり、実地検査は時間の制約もあるため、現在でも、実地検査の1週間前までに事前調査書を提出してもらうことにより、事前に錯誤箇所を洗い出してもらうことで、実地検査では、現地でしか見ることができない台帳関係の書類を中心とした検査を行うこととしており、台帳関係以外の費目・税目については、錯誤があった点についての検査が中心になっている。 (その結果、過去は検査官4名で実地検査を行っていたが、現在では3名とするなど、効率化を図っている。) 事前調査で報告のあった錯誤でも、実際に現場で台帳を確認しながら、その事前調査書が正しいことを確認したり、財政担当課ではなく、各担当部局の職員から直接話を伺うことで、ミスの原因等を確認し、助言等を行っている。 今後とも、不交付団体に限らず、事務の経減策等があれば、様式に反映する等することで、交付税検査の効率化を図って参りたい。	

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野									団体名	支障事例										
141	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進についての見直しについての見直し	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報と関係する他の相続人に提供する際に、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けていために、自らだけでは判断つかないので、他の相続人の連絡先を知っていたら提供してほしいと言わることがかなり多い。	問題が発生するような空家については、相続人が、自らが相続人であるということを行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が縁故状態になってしまっていることが多いが少くない。	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等に対する措置を行う案件に限定し、行政が把握している相続人の住所等の個人情報を関係する他の相続人に提供することが可能になります。相続人間で空家等の今後の方針性について協議することができる、解決に繋げることができる。	・空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	高島市	室蘭市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、三郷市、川崎市、浜松市、草津市、加古川市、大牟田市、大村市、五島市	○本市の事例においても、相続人が複数人に渡る場合で、特定の相続人が問題解決に向けた司法書士等を介して他の相続人との連絡を取って進めている例がある。但し、支障事例にあるように全員と連絡が取るのに難航している状況である。今後、増加していく空家の数等の個人情報を関係する他の相続人に提供することが可能になります。相続人間で空家等の今後の方針性について協議することができる、解決に繋げることができる。	個人情報を当該個人の同意なく提供することを認める規定を法制度として設ける場合、提供後に個人情報が適切に扱われる必要になるものと考えられるが、ご提案にある個人情報の提供先とされる相続人は個人情報を適切に扱えるか不明な者である。また、例えばDV加害者に対してDV被害者の連絡先等の情報を提供してしまう不可能である。当市では、他の相続者が知りたいのであれば、弁護士に調べてもらうよう伝えているが、費用が莫大にかかるため、実際に何を聞いてもらえない。	○本市において、相続人が多数いるにも関わらず相続がされず、法定相続人が多数となっている場合、各相続人への通知等は、通知人の名前その他は相続人の教示しない(税情報に合わせて)ため、相続人同士がつながらず、問題が進展しないケースが多い。	○相続人が多数に上るケースで、相続に向けて前向きに行きそうな相続人に行き当たることがあるが、相続人が多数であること、またその情報を提供することができないことを聞くと、そこで諦めてしまうケースを何度も見た。また、市からの助言・指導の通知を見た相続人から、被相続人からの関係(相続関係図)の説明を求められることもあった。市が行った相続人調査と同等の調査を個人で行うのはほぼ無理であり、司法書士等に依頼した場合も金額的に割り合わない。	○本市においても、空家対策の推進に関する特別措置法第14条に基づく指導又は助言を送付した場合、受け取った相続人から、他の相続人の連絡先を提供してほしいと言わることがあるが、法の規定で第三者への情報提供ができないので、相続人同士の協議が進まないため、空き家対策が停滞する例も少なくない。相続人からは空家の存在すら知らず、相続人同士が全く知らない場合もあつたが、連絡先の提供に同意を得て提供を行い、相続人同士で話し合い解決に向けて進展するケースもある。しかし、すべての相続人が連絡してくれるわけではないので(無視、何の連絡もない場合もある)。相続人の情報提供の同意を得るのに一定期間を要するので事務が非効率になる。	○相続が何世代かにわたる場合、相続人同士が連絡先を知らないケースも多い。1人の相続人が、相続協議の目的で、他の相続人調査をすることはできるが、手間と費用をかけながら、自治体が取りまとめてくれれば協議を応じる主張がある。	○当市でも老朽危険空き家の進んだ空家があり、特定空家への認定のため立入調査をおこなった案件があるが、対象が区分所有の長屋である。このため、各所有者に今後、指導、助言等の文書を送付することになるが所有者間の情報共有を行うことができないために解体等を進めようとしても困難な状況になると考られる。所有者1名からは、解体を行いたいが、他の所有者の情報について調べているが相続登記がなされていないため現在の所有者と連絡をとることができないので情報提供頂きたくと相談を受けている。	○当市においても、老朽危険空き家の相続人に対して指導を行った際に、複数の相続人がいる場合は、ひとりでは判断できないと言われることが多くある。しかし、他の相続人とは付き合いかない、市から連絡をどうなければならぬ。本来、相続人同士で解決すべき問題であるにもかかわらず、市が間にあってかざるを得ない状況となっており、この事務に過大な時間と労力を要している。市から相続人の情報を相続人同士に提供することができれば、相続人間で円滑に協議調整を図ることができ、老朽危険空き家の問題解決につながると考えられる。	○問題が発生するような空家については、相続人が、自ら相続人であるということを行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が縁故状態になってしまったことが少くない。当市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出すと、受け取った相続人から、自らだけでは判断つかないので、他の相続人の連絡先を知っていたら提供してほしいと言わることがある。この場合、行政が他の相続人の情報を把握しているにもかかわらず、第三者への情報提供ができないことにより、改めて情報提供に関する同意書を発送したり、同意を拒否されるなどのケースも想定され、空家対策が停滞する事態が生じてしまう。	○空家については、数次相続などにより、所有者(法定相続人)が、自らが相続したことはもとより、不動産の存在そのものすら知らないことも多く、また、相続人相互の面識が無いこともあります。そのような場合、市から相続人各自に通知を送っても、他の相続人を知らないことから、空き家に対する措置に責任感を持っていなかったり、措置(売却等含む)をあきらめてしまい、放置されたままとなることが多い。また、そもそも市からの通知に全ての所有者から反応があるわけでもないことから、市が調整を行うことも困難である。	○当市においても、相続人同士の絶縁・疎遠な関係に起因した管理不全状態のケースが多數ある。なかには法定相続人が数十人に及ぶケースもあるが、相続人全員に対して同時に指導することは事務的混亂を招くおそれがあることから、相続をまとめることができるキーマンを探すことから始めることとしている。しかしながら、ほとんどの相続人は当事者意識が低く、キーマンを見つけることは非常に難しく事務の負担となっている。	○相続人のうちの一人が認知症にかかり、他の相続人はすでに相続放棄をしているので関係ないと言い張っているケースがあり、事情を伝えたくても伝えられず対応に苦慮している。
144	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報電子データの提供	【課税制度】不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当税法と市町村による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)初回登記に係る登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	【提案実現による効果】法務局調査で閲覧した内容の書き写し誤りや把握漏れによる課税誤り、課税漏れを防ぐことができ、より適正、かつ、公正な賦課徴収が可能となるほか、収集事務の大幅な削減等がなされ、早期課税を行うことができる。	地方税法第20条の11 地方税法第382条	総務省、法務省	千葉県	(資料1)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ提言(総務省・法務省) (資料2)平成30年度不動産取得税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート	青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースで扱うことから、賦課入り料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。	【総務省】現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺ながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。	○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。	○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。	○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報写真撮影し、課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	○要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。						

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
141	戸籍法及び住民基本台帳法においては、相続人が相続手続等のために別の相続人の連絡先を取得する必要がある場合には、市町村長は申出をする者に対し、本人の同意の有無に問わらず戸籍原本や戸籍の附票を交付することができるようになっており、相続人同士が、お互いの権利の行使又は義務の履行のために申請を行う際には、本人の同意の有無に問わらず市町村長は情報を提供することが可能と解すことができる。 空家法第3条の規定により空家の所有者に適切管理の義務があることを踏まえれば、特に相続人が空家の管理という自己の義務の履行のために別の相続人の連絡先を得ようとする場合には、市町村長が本人の同意の有無に問わらず情報を提供できるようになることは戸籍法及び住民基本台帳法とも整合的であると思われる。 上記のとおり、空家の所有者に対する適切管理の義務を規定しているのは空家法であり、追加共同提案団体の支障事例にも示されているとおり、空家対策の窓口において現に全国的に生じている問題を解消し、空家対策業務の円滑な遂行が可能となることを目的とする提案であるため、空家対策の問題として認識していただき、法定化を含め、具体的な支障を解消する方策を検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体との間で十分確認を行うことを求める。	【総務省】 1次回答のとおり、同意なく個人情報を提供することで生じうる事態の大きさに鑑みれば、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。 【国土交通省】 1次回答のとおり、同意なく個人情報を提供することで生じうる事態の大きさに鑑みれば、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。なお、市町村における個人情報の取扱いについては、各市町村の条例によって定められているものと承知している。		
144	地方税法第73条の18及び第73条の22では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合には、不動産の価格と合わせて都道府県に通知することとなっている。 今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供することを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。しかし、令和2年1月の法務省システムによるオンライン化に先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間ににおいてUSBメモリーによる電子データの提供が可能とされているが、実態としては、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集する例は把握していない。要因は複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するために多額の費用を要し、簡単には対応できないためと考えられる。 したがって、今後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データをシステム利用できる環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供されるという状況は実現しない。 こうした状況の中、早期に提案事業を実現させるために、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得する事が最も良いあるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨に沿うものと考え、提案した。	有	【鳥取県】 登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先是市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされると令和2年度以降においてもシステム改修費用のドigrateがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遅い将来のこととなってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つではなく、法務省から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。 【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないとから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。 それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。 事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。	—	—	令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能なかどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。 また、併せて都道府県が登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。	現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改によりオンラインで市町村が提供を受けられるようになれば同様に基づき市町村から都道府県にこれをして通知することが可能となる。 市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができるべきであるが、市町村側システム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。 なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのかが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供する事が許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。 これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の1を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。	

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
151	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は複雑で、その業務に精通していない(所管していない)職員が専用のシステムではなく、手作業で当該作業を行なうため、その確かな調査であることを考慮すると国として自治体をバックアップするような対応をお願いするものである。	全国の消防本部等の事務負担が軽減できるのはもちろん、手作業による正確性に欠ける部分の誤差にも繋がる。	消防力(人員、施設、車両等)や消防水利の整備は、自治体の財政負担や住民の生命や財産に影響するため、その確かな調査であることを考慮すると国として自治体をバックアップするような対応をお願いするものである。	この作業において、ミスが生じれば消防力(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	平成27年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)	総務省	熊本市	川越市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、徳島県、徳島市、宮崎市	○当市においては、3年毎に地図データを更新し、地図データ上に作図作業を行っており、長時間の作業が必要で多大な負担となっている。 ○当市においても、平成27年度の実態調査と同様の支障があった。現在は、GISで充足率を管理しているところですが、全国の消防本部が活用できるシステム等が導入されれば、他市の状況を確認したり、統一された調査資料を簡略的作成することが可能になるため必要性を感じる。 ○提案事項における「求める措置の具体的な内容」に記載されているとおり、当市においても市街地及び準市街地の地図作成に係る業務(地図上における手作業等)に時間を要しており、作業上ミスが生じる恐れがある。このことを踏まえ、作業効率を上げるためシステムの構築が必要であると思料す。 ○本提案のとおり、当市においても当該調査における労力と時間は過大であり手作業にて実施するためミスが生じるおそれがあり、実施する職員が運びは多少の誤差が発生するような調査である。本提案のとおり何らかのシステム等が導入されれば全国で統一した数値が期待できると思われる。当市については検討を重ねるべきである。 ○メーごとに独自システムを作成しており、導入費用は高額なものになるため、作成については手作業しているのが実態である。国が求める調査であり、統計調査システム等を利用した中で、ハックアッフ体制をお願いすれば、負担軽減につながるものである。 ○昭和39年12月10日より消防庁告示第7号「消防水利の基準第3条第2項により、消火栓は呼称6の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取付けられていない場合は、口径180ミリメートル以下とする。」とされており、縮尺比10,000分の1の白地図に手書きで用途地域を明示したマップを作成したうえ、当市の消火栓約5,200基の中から上記のような有効となる消火栓を、外部組織から入手した水道管網図と照らしながら選別していく不可以ではないほか、有効な水利となる防火水槽及びその他の水利も拾い出されなければならない。職員への負担が大きい。このことから、水道管網図も取り込んだシステムの構築を要望する。 ○当県においても平成27年度の消防施設整備計画実態調査の回答では、多くの各消防本部(各市町村)が手作業にて市街地及び準市街地の区域別に行なっているが、当市においても手作業での区域別での回答が多く、地図を作成することで事務負担及び人的ミスが大きいに増すことが予想される。地図作成についても各消防本部(各市町村)での地図様式が異なるため、統一性がなく見づらい。 ○当市では、既に別のシステムを有償で導入しているが、国が導入するソフトが無償でかつ「消防力の整備指針」に基づくあらゆる計算等に対応してくれ、今後さらに活用できると考える。 ○消防施設整備計画実態調査における、市街地及び準市街地の地図作成システム等を国が導入し、それを各消防本部が活用できれば、事務負担の軽減や消防力(人員、施設、車両等)の算定及び消防水利の整備率等がより正確なものとなる。 ○当市においても市街地及び準市街地を地図上(紙ベース)で手作業により区域別けを行い、多くの労力を費やしている。このことから、監査調査等の結果、市街地・準市街地を容易に判断することができる。外部組織から入手した水道管網図と照らしながら選別していく不可以ではないほか、有効な水利となる防火水槽及びその他の水利も拾い出されなければならない。職員への負担が大きい。このことから、水道管網図も取り込んだシステムの構築を要望する。 ○当該調査は、各消防本部が作成し、県が取りまとめを行っている。調査における、市街地及び準市街地の区域設定は、各消防本部が市町村等から必要な資料の提供を受けていたことから、当県の消防本部においても同様の事務負担が生じているものと想慮される。	今回(令和元年度)の調査においては、調査票入力における負担軽減や入力ミスの防止を図るため、市町村が入力した人口や面積等に基づき、消防施設等の算定数を実施する機能や、入力不要な項目については誤入力できないようにする機能を取り入れる等の改善を行っているところ。 消防庁等及び消防水利の算定基礎となる地図の作成については、今回示された提案も踏まえつつ、作業負担の軽減及びミスの発生について調査方法の構築に向け、先進事例の調査や技術的な検討を行っていく。
152	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する代執行時の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。 代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策等の中の動産等に係る統一的なルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づき式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り扱える可能性もあり、いつまでも保管しておけるといつわげではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家等対策協議会にも相談したが、代執行による跡地の事例が全國でまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行なわれることを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上において、河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていただきたい。	代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。 代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の動産の取扱いについて、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づき式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り扱える可能性もあり、いつまでも保管しておけるといつわげではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家等対策協議会にも相談したが、代執行による跡地の事例が全國でまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行なわれることを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上において、河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていただきたい。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	熊本市	須賀川市、ひたちなか市、三郷市、川崎市、多摩市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。 ○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的ルールの明確化を望む。 ○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待している。 ○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していく際に、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にまだ少なく、ノハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込みない要因と考える。提案どおりに特別措定により規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考える。 ○平成28年度に路線式代執行を実施した際には、特定空家等中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。 ○本市では路線式代執行の事例がないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。 【国土交通省】 空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空き家による代執行及び路線式代執行における空き家の除却はほとんど行われてこなかったため、空き家の生活環境に対する深刻な影響を解消するための法典であり、空き家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるものと想われる。その結果として、空き家の生活環境に対する深刻な影響を解消するための法典であると想定されるケースは把握していない。また、代執行又は路線式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれがあると想われる。 【路線式代執行】 空き家の除却を行なうことで、空き家の生活環境に対する深刻な影響を解消するための法典であると想定されるケースは把握していない。また、代執行又は路線式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれがあると想われる。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
151	今年度はこれまで通りの実態調査が実施される予定であることから、次回からの実態調査の地図作成には過大な労力と手間がかかります。かつて、人的なミスを極力防ぐことが可能な全国共通のシステムの導入や調査要領の見直し等の検討をお願いいたします。あわせて、具体的な支援事例が見受けられることから、システムの導入や調査要領の見直し等に当たっては全国の自治体の意見等を確認するために、事前にアンケート調査を実施していただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	本調査は、これまで大規模災害の発生や社会環境の変化等に伴う消防需要の変化、保有法令・制度の改正等に伴い、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」が改正される際に実施してきたもの、次回は概ね令和4年度以降に実施(災害等により臨機応変に改正作業を行うこともあり得る)することを想定している。 今回の提案を踏まえ、次回調査までに業者からビアリングを実施するなどし、全国共通のシステムの実現可能性や人とのミスの防止及び作業負担の軽減を図る観点からの調査要領の見直し等も含め、市町村の意見も丁寧に伺いながら提案内容の検討を行ってまいりたい。	
152	動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する旨意を立てるこどもできません。地方で柔軟な対応ができるとは言い難い状況です。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。 ○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても、地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を消すための措置であることを踏まえれば、空家法の対象外とは言えないのではないか。 ○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとそれ以外異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考すれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。	提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
157	B 地方に対する規制緩和	その他	許認可事務における法人事業者登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められるものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官署から官署登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合には、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿謄本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。	法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿謄本(登記事項証明書)の提出が不要になれば、時間的にもコスト的にも負担の軽減に繋がり、行政手続の簡素化の観点から有意義である。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	内閣官房、総務省、法務省 内閣府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。			
163	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人とともに地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供・医療水準向上を行うには、財政基盤強化が不可欠である。一方、公営企業型地独法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。府立病院機構では、切れ目ない医療から介護までのサービスを提供するため、敷地一部を事業者へ貸出し、病院と連携した事業(※)を検討したが、附帯業務に当たらず、実施できない状況である。この状況では、地独法人の所有資産の有効活用による自己収入確保や、これによる府民へのより良いサービス提供が困難であり、地独法人の自主性自立性を阻害している。	地独法人所有資産の有効活用による自己収入確保が可能となり、医療水準向上や財政基盤強化が図られ、法人の自主性自立性の高い運営による医療提供の充実を図ることができる。	地方独立行政法人法 第21条第3号及び第7号・第82条	総務省	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、島根県、関西広域連合	宮城県、埼玉県	○当県では、4病院の地方独立行政法人化(2020年4月予定)に向けて、所有する土地・建物(他団体に貸し付けている部分も含む)について、承継資産とすべきかどうか精査しているところである。現在、病院局が所有する土地・建物の中には医療型障害児入所施設を含む社会福祉法人などに貸し付けを行っている部分がある。地方独立行政法人が土地や建物の貸し付けを行うことは、法82条により、本来の事業との密接な関係性や健全な運営に資するためなど、本来の事業に支障を来すものとなってはならないとされており、独法後は土地・建物を貸し付けることができず、社会福祉法人が行う事業に支障が生じる恐れがある。現在の利用状況を鑑みると、土地・建物については引き続き他団体に貸し付け、事業の提供を継続することが望ましい。	今回の御要望については、関連する他の制度における取り扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。	
167	B 地方に対する規制緩和	その他	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対するオンライン回答用の調査書類の二段階配布方式の見直し	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(1D・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。	【制度概要】 平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るために、スマートフォンの普及やネット環境の整備の充実などにより、インターネットでの回答が可能な世帯であれば、調査員との接触や時間的制約を最小限に抑えられるオンライン回答を選択する可能性が高いと思われる。初回訪問時に、調査の趣旨及び回答方法選択可能の旨を説明すれば、二回目は未回答世帯のみを訪問し、回答を促すのみとなるため、シンプルな構造となり、調査対象世帯との間に混乱も生み難く、事務負担の軽減が期待できる。 【懸念材料】 オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものかは確証がなく、インターネットに不慣れな高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。 【制度改正の必要性】 統計調査に係る調査員の確保は、年々困難な状況となっており、調査に係る事務負担の軽減は、円滑に調査を進める上で、必要な措置である。 【支障事例】 二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いいる状況である。	【提案の実現による住民の利便性等の向上】 調査対象世帯にオンライン回答用の調査書類を配布することで、調査員の負担が増加する一方で、調査員の労力を削減する効果がある。また、調査員の労力を削減することで、調査員のモチベーションが維持される可能性がある。 【制度改正の必要性】 統計調査に係る調査員の確保は、年々困難な状況となっており、調査に係る事務負担の軽減は、円滑に調査を進める上で、必要な措置である。 【支障事例】 二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いいる状況である。	統計法 住宅・土地統計調査規則 平成30年住宅・土地統計調査市町村事務要領(第2. 調査の準備事務-9. 指導員事務打合せ会及び調査員事務打合せ会の開催-(2)調査員事務打合せ会における指導一力調査員の事務の説明に当たっては、以下の指導を徹底する。⑥インターネット調査書類は、調査票に先立って配布すること。)	総務省	宇佐市、大分市、別府市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、杵築市、豊後大野市、高崎市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、豊橋市、西尾市、豊橋市、田原市、京都府、寝屋川市、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎市	札幌市、旭川市、盛岡市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、高崎市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、豊橋市、西尾市、豊橋市、田原市、京都府、寝屋川市、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎市	○平成30年住宅・土地統計調査において、当市においてもオンライン回答用の調査書類を調査対象の全世帯に配布したことによる問い合わせ・苦情が相当数あった。 ○インターネット回答を促進するため、平成30年住宅・土地統計調査において採用されたいわゆる調査書類の二段階配布方式についての取組については、オンライン回答率の向上に伴い、調査員はオンライン調査世帯の調査票の配布、取集及び検査事務が不要となることから、調査員事務の負担軽減にもつながるものと認識していたものの、調査を実施した市町村からは、今回ご指摘いただいたいるような意見も頂戴しているところである。 ○二段階配布方式により、調査員が対象世帯に訪問する回数等が増え、負担が増えた。オンライン回答した世帯へ、同居世帯等がいないか確認のため訪問する際に、対象世帯から「回答しましたけど」、「オンラインで回答すれば会わないで済むと思ってやったのに」などと言われてしまった。 ○当市では実査中の世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。 ○初回訪問後、調査対象世帯にはオンライン回答用書類しか届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の事務負担が大きかつた。 ○二段階の期間が短く、結局ほぼすべての世帯を訪問ことになり、調査員の負担減にならっていない。オンライン回答用の調査票は、ポスティングのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってもわかりにくく、現場に混乱が生じた。	平成30年住宅・土地統計調査のオンライン回答率は23.3%(暫定値)と前回調査(7.9%)に比べて15.4ポイントの大幅な上昇となっており、今回の二段階配布方式の検討を実施するに至りました。また、この取組については、オンライン回答率の向上に伴い、調査員はオンライン調査世帯の調査票の配布、取集及び検査事務が不要となることから、調査員事務の負担軽減にもつながるものと認識していたものの、調査を実施した市町村からは、今回ご指摘いただいたいるような意見も頂戴しているところである。 ○二段階配布方式により、調査員が対象世帯に訪問する回数等が増え、負担が増えた。オンライン回答した世帯へ、同居世帯等がいないか確認のため訪問する際に、対象世帯から「回答しましたけど」、「オンラインで回答すれば会わないで済むと思ってやったのに」などと言われてしまった。 ○当市では実査中の世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。 ○初回訪問後、調査対象世帯にはオンライン回答用書類しか届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の事務負担が大きかつた。 ○二段階の期間が短く、結局ほぼすべての世帯を訪問ことになり、調査員の負担減にならっていない。オンライン回答用の調査票は、ポスティングのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってもわかりにくく、現場に混乱が生じた。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
157	2020年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討を確實にかつできる限り早期に行なっていただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が簡易に利用できるものにしていただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		法人の登記事項証明書の添付省略を実現するための情報連携の仕組みについて、国の行政機関における情報連携の開始後、可能な限り早期に地方公共団体における情報連携を実現できるよう検討を行う予定である。また、当該仕組みについては、地方公共団体が簡易に利用できるものとするよう検討を行う予定である。
163	地方独立行政法人である大阪府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供や、医療水準の向上を行なうには、財政基盤の強化が不可欠である。 すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、その対価を教育研究水準の向上のための費用に充てることで、土地等の貸付を可能とする地方独立行政法人法の改正が、本年6月に公布され同年9月に施行される予定である。 一方、公営企業型地方独立行政法人は、法律案により病院事業及び附帯業務以外の業務を行なうことはならないとされている。 大阪府立病院機構が、法人として所有する土地を有効利用することは、単に法人の自己収入を確保し財政基盤の強化を図るだけではなく、土地等の貸付を通じ、府立病院機構の本來目的とする医療水準や療養環境を更に充実させていくことにも貢献するものもあるため、財産の有効活用が可能となるよう制度改正を検討いただきたい。 なお、大阪府立病院機構では、令和4年度に現地建替えを予定している病院において、当該病院と連携できる事業者に敷地の一部を貸付けることを検討しているところ。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。
167	オンライン回答の普及については、当然推進すべきものであるが、他市町村の意見にもあるように、調査現場では少なからず混亂やトラブルが発生している現状に鑑みれば、調査方式の改善は必要なものと思われる。 世代間及び地域間における、調査現場実態やオンライン回答率等の差異も踏まえ、次回調査に向けた調査方法の検討の中で、ご検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、2020年国勢調査や、2022年に予定している住宅・土地統計調査の試験調査の状況等を踏まえ、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら検討を進め、2022年度末までには結論を出すこととしている。

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
183	B. 地方に対する規制緩和	その他	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村において本人への還付を行っている。また、市民が別途手続き等を行う必要がなくなり、市民サービスの向上につながる。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人への還付を行っている。また、市民が別途手続き等を行う必要がなくなり、市民サービスの向上につながる。	確実な口座情報を得ることで、振込エラー等の事務の煩雑さが軽減されるとともに、迅速かつ正確な還付金処理業務の推進につながる。また、市民が別途手続き等を行う必要がなくなり、市民サービスの向上につながる。	地方税法施行規則第10条(別表(二))第17号の二様式 地方税法第三百三十七条の三 地方税法施行規則第二条の三の六	総務省、厚生労働省	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、台東区、川崎市、豊後高田市、海老名市、小千谷市、飯塚市、宇佐市、豊後大野市、由布市、國東市、姫島村、日出町、久重町、玖珠町	旭川市、ひたちなか市、小川町、台東区、川崎市、豊後高田市、海老名市、小千谷市、飯塚市、宇佐市、豊後大野市、由布市、國東市、姫島村、日出町、久重町、玖珠町	○当市では、毎年約1,100件程度の年金仮徴収の還付が生じるが、まずは還付通知書ではなく、還付対象者全員に還付発生の連絡通知と口座振替依頼書を送りし、振込口座の確認を行っている。市長民税の当初通知書に口座振替依頼書を同封するため、準備期間が短いことや、振込口座の電話連絡の対応も件数が多く繁忙である。当市も、対象者から年金振込口座がなぜわからぬかといつて問い合わせるが、また、市民が別途手続き等を行う必要がなくなり、市民サービスの向上につながる。	ご要望については、以下の状況を踏まえると、実現は困難と考えている。 ○扶養親族申告書については、扶養親族申告書(年間の支払年金額以上(65歳以上は158万円以上)の者にしか送付されない)と、扶養親族申告書(年間の支払年金額一定額以上(65歳以上は158万円以上)の者にしか送付されない)との間に差がある。 ○令和2年分より基礎控除・公的年金控除のみの適用者は提出不要となること(ウ)確定申告を行うといった理由で一定数の未提出者が存在することから、扶養親族申告書の提出時点では翌年に特別徴収対象者となるが、さらに実際に扶養親族申告書の提出後や年金支払者が公的年金等支払報告書を提出した後に受給者が年金受取口座を変更していることも考えられる。	
196	B. 地方に対する規制緩和	その他	地方議会議員選挙権の立候補届に必要な添付書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていなかったため、届出時ににおいて容易に住所が必要な立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。 虚偽による立候補届を行った際は、住所に疑義のある立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に當たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せす。開票に際し、選舉会において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があつても受理せざるを得ない。 立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	【現状】 公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件とされている。しかし、立候補届に必要な書類としては住民票は規定されておらず、客観的に住所を確認する資料がない状況にある。 【立候補届に必要な書類】 (1)届出書、(2)供託証明書、(3)宣誓書、(4)所属党派証明書、(5)戸籍の謄本又は抄本 【支障事例】 町議会議員選挙において、県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に當たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せす。開票に際し、選舉会において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があつても受理せざるを得ない。 立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていなかったため、届出時ににおいて容易に住所が必要な立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。 虚偽による立候補届を行った際は、住所に疑義のある立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に當たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せす。開票に際し、選舉会において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があつても受理せざるを得ない。 立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	・公職選挙法第68条 第1項第5号、 第86条の4第4項 ・公職選挙法施行令 第89条第2項第1号	総務省	兵庫県、播磨町	盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、松原市、神戸市、宝塚市、南あわじ市、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市	—	地方議会議員の被選挙権については引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有することが要件とされているが、これは居住実態で判断されるべきものである。 加えて、都道府県の議員の選舉においては、同一都道府県内の移転の場合、住民票の添付のみでは必ずしも被選挙権の認認ができない場合がある。 こうした点に留意が必要であるが、提案については、立候補届出における不実の記載の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
183	<p>今年度は、4月分還付金として5,800件の還付通知を発送し、2週間で約2,900件の還付金振込依頼申告書の様式に追加する件については理解したが、年金振込口座指定時に当該口座を還付口座とすることの同意を得る等、後付を進めていただきたい。</p> <p>【寝屋川市】</p> <p>扶養親族申告書の提出実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p> <p>海老名市】</p> <p>扶養親族申告書の提出実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p> <p>当該提案事項は、市区町村の事務の効率化を図ることができるものであり、また、年金受給者の方にとても口座振込同意欄にチェックを記入するのみで、今後年金受給者の方に還付が発生した際、市と年金受給者の方との間で執り行われる事務作業との煩雑さを比較すると、著しい負担軽減になると考えます。</p> <p>なお、「受給者が年金受取口座を変更している場合」…という懸念も、市と年金受給者の方との間における事務作業にあっては常に可能性はあるため、現状と同様個々に対応していくことになり、当該提案事項そのものが年金受給者の方に不利益を及ぼすものではないと考えます。</p> <p>【五島市】</p> <p>年金振込口座情報の提出実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>当該提案事項について改めて前向きに検討していただきたいと要望いたします。</p> <p>3点目として、年金受給者に対し様式変更が新たな負担になるのであれば、様式を変更するのではなく、年金受取口座の情報を自治体へ情報提供できるような法改正も検討していただきたいと考えている。また、新たな負担が発生するとしても、それ以上に、見込まれる効果(市民サービスの向上や事務負担の軽減)が大きいと考えている。</p> <p>他の市町村も同様の問題を抱えており、この提案が実現すれば、業務改善及び時間外勤務の削減により、働き方改革の推進にも寄与するのではないかと考えている。</p>						<p>今回の提案については、以下の問題があると考える。</p> <p>本件提案の実現にあたっては、個人情報保護法等の規定に鑑み、「市町村に口座情報の提供を行うこと」と、「仮に還付が生じることとなつた場合においては、当該口座に税を還付すること」について、納税者である年金受給者から事前に了承を得る必要がある。</p> <p>扶養親族申告書を用いて本同意を取りうる場合、特別徴収の対象とならない者を含む大勢の高齢の年金受給者に対し、地方税制度や還付の仕組み等について説明し、内容について御理解をいただき上げて同意を得ることが必要である。しかし、年金支払者によって地方税関連業務は本来業務でないことを踏まえると、年金支払者がこうした一連の作業(年金受給者本人情報提供の目的を説明し、同意を得る)を、限られた期間内に、大量かつ適切に処理することは極めて困難である。</p> <p>また、仮に上記の手法により本人の同意を取り、年金支払者が市町村に、同意を得た者の口座情報を提供したとした場合、特別徴収の対象とならない者や、特別徴収の対象であっても実際に還付が発生しない者に係る情報も多数存在することが見込まれるため、結果的に還付事務に不要な多くの口座情報を市町村に対して提供することとなりかねない。</p> <p>機密な個人情報である口座情報を事務に必要とする範囲以上に提供することは、個人情報保護法等の規定(個人情報の保有については、事務に必要な場合に限り、収集の目的をできる限り特定しなければならない)から判断しても、問題となり得るものと考えている。</p> <p>以上のことから、ご提案の実現は困難と考えている。</p>
196	<p>本県提案の法改正により、住所要件を満たさない立候補届を行うことの抑止につながること、また、類似の事案が他の選舉でも発生し安定的な選舉の管理執行の観点から看過できない状況であることから、早急に検討の上、制度を見直していただきたい。</p>		<p>【高松市】</p> <p>立候補届出の際の添付書類として住民票が追加されることにより、形式的に住民票から住所の確認ができる。道道府県の議員の議員選挙においては、同一道道府県内の移転者については判断ができないケースも想定されるが、住民票に記載された住定日、住定届出日、前住所地などにより得られる情報は多く、現行制度と比較すれば被選挙権を有しない者への投票による無効票の削減には有益であると考える。</p> <p>【五島市】</p> <p>居住実態で判断されるべきとありますが、居住実態の調査については、住民基本台帳法第34条に基づき実施されるものであり、自治体が把握する居住実態は、住民基本台帳に反映されているものであると考えます。なお、地方議会議員の被選挙権の要件である選挙権の有無を判断する、選挙人名簿も住民基本台帳を基に調整しているため、住民票の添付は、立候補要件の確認に有効なものであり、虚偽の届出防止の観点から必要であると思します。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>提案については、虚偽による立候補届出の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。</p>

総務省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
204	<p>選挙運動のために使用できる自動車に関してどのような場合に乗用とみなされるかについて、「疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言してまいりたい。」とのことであるが、今回の提案は、車検証上特種用途である放送宣伝車に関してどのような場合に乗用として判断されるかを個別に総務省に問い合わせたものの、明確な助言(回答)がなかったことを端緒とし、これによって生じた候補者、選挙管理委員会及び警察本部等における支障や混亂の解消を目的としている。よって、まずもって当該疑惑に対する回答を明示されることを再要望する。</p> <p>そのうえで、確かに選挙運動用自動車としてどのような場合に乗用とみなされるかについては、最終的には個別具体的な事実に即して判断されるべきだが、公職選舉法を所管する総務省においては、本来、その前提となる法解釈やそれに基づく判断基準について主体的に明示・周知したうえで、必要に応じて各自治体に助言されるべきである。</p> <p>また、現行の総務省の個別対応では、他自治体の事例を開示できず、全国の選挙管理委員会において選挙の適正な管理・執行に活用する観点や、候補者間の選挙運動における公平性を確保する観点からも、統一的な法解釈やそれに基づく判断基準を踏まえた具体的な事例を全国的に共有することは極めて重要である。</p> <p>したがって、個別具体的な事実に即して判断するにあたっての前提となるこれまでの法解釈を改めて整理したうえで、仮に網羅的でなくとも、候補者、選挙管理委員会及び警察本部等において参考となる選挙運動の使用可否に関する一定の判断基準と個別具体的な事例を通知により示す等必要な措置を講じられたい。</p>	—	<p>【川崎市】 実際に支障を来たした事例を踏まえ、網羅的にガイドラインで示すことが困難という状況が改善されるよう制度改正も含めた検討をしていただきたい。</p> <p>【高松市】 様々なケースが想定されるため網羅的なガイドラインを示すことは困難であることは十分理解できるが、個別具体的な事実に即して判断する材料としての一定のガイドラインを示されることにより、選管が候補者からの問い合わせの対応に苦慮し候補者の準備に支障をきたすことも減ると考える。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>選挙運動のために使用できる自動車は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第1条第6項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第109条の3に規定しているところ。 これらの規定に該当するか否かについては、個別具体的な事実に即して判断されるべきものであることをより網羅的なガイドラインを示すことは困難であるが、全国的に周知する必要性が認められる内容については適時周知とともに、疑義のある場合は、各選挙管理委員会の個別具体的な判断に資するよう、過去の類似する事例等を踏まえた適切な助言に努めてまいりたい。</p>
211	<p>データ標準レイアウト改版の内容については十分な期間を設けて地方自治体に意見聴取が行われているものの、令和元年度の改版実施日の前倒しについては、副本登録期間が短縮されることにより地方自治体の負担が増えるにもかかわらず、地方自治体への意見聴取等を行うことなく、一部の地方自治体(及び制度所管府省)による要望をもとに決定された。</p> <p>本件提案の趣旨としては、地方自治体に影響があるようなマイナンバー制度の見直しを行った際には、地方自治体に意見聴取等を行って実務が円滑に進むかを検討した上で導入していただきたいというものである。令和元年度の改版実施日前倒しのよう各団体の負担増となる変更を行う場合には、意見聴取を行わずに決定されることで実務上支障が生じるおそれがあるため、「可能な限り迅速な情報提供を行うだけではなく、必ず事前に地方自治体への意見聴取(照会)等も行っていただきたい。</p> <p>また、次年度データ標準レイアウトの確定時期について、平成30年度改版においては6月末にレイアウト確定アナウンスされていたが、8月16日まで確定しなかったことにより予算編成に影響があった。令和元年度は7月1日に確定されているが、確定後にレイアウトの変更を行わないようにするとともに、次年度以降も6月末には確定していただきたい。</p> <p>さらに、「今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていない」とあるが、「福祉関係事務に支障が生じないよう」時期を前倒したことと同様に、本提案でお伝えしている支障事例を改善するため、年次改版の適切な実施時期については継続的に検討していただきたい。</p>	—	<p>【五島市】 今後とも、マイナンバー制度に係る自治体側の実務を考慮した迅速な情報提供等をお願いしたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>令和元年の年次改版の実施日の前倒しの検討に当たっては、前倒しに伴い最も影響を受けると想定された地方税情報の副本登録について、総務省から各自治体の税部局に対応の可否の照会を行うとともに、内閣官房から福祉関係事務の制度所管省に対して前倒しによる支障の有無を確認し、自治体中間サブバースシステム及び回線の一部を設置・管理する地方公共団体情報システム機構の意見も聞いた上で、その結果を踏まえて6月17日頃に前倒しすることを決定したものである。</p> <p>このように、上記前倒しの検討に当たり、内閣官房及び総務省としては、自治体も含めた前倒しによる影響が大きいと考える者に対する確認に努めたと認識しているが、情報連携を行う場合には多くのシステムが関係し、自らの所管部局も多岐にわたることから、今後、改版実施時期を大きく変更する場合には、自治体内の関係部局によるべく広く意見を聞くようしてまいりたい。なお、支障事例にあるデータ標準レイアウトの年次改版の時期の後ろ倒しについても、上記のとおり関係機関が多岐にわたることから、慎重に考えべきと認識している。次年度データ標準レイアウトの確定については、情報連携を行う事務と特定個人情報を所管する省庁からの改版要望を基に、データ標準レイアウトの確定版を自治体のシステム改修に支障がないよう、改版の1年前の7月(本年度は7月1日)に公開する。情報連携に支障をきたすようなシステム上の不備が判明し、やむを得ずデータ標準レイアウト確定後の変更を行ふ場合もあるが、その場合においてはデータ標準レイアウトの変更についてデジタルPMOの掲載だけでなく、本年度からメールでも周知し、接続機関の意見を踏まえつつ、改版要望を行う制度所管府省との連携をより緊密にすることで、確定版の公開後修正が生じることのないよう努めてまいりたい。</p> <p>今後も実際に情報照会・情報提供を行なうあたり、接続機関による協力が不可欠となることから、自治体の各部局におかれても、引き続き改版作業に協力を賜りたい。</p>
219	<p>本県の提案は、試験研究を行う地方独立行政法人であるKISTECの業務に、新たに出資業務及び株式・新株予約権の取得・保有を追加することである。ベンチャー企業への出資が可能となることで、企業の成功時ににおける利益の還元が期待でき、中長期的な収入源を確保することにより、研究開発力の強化・プロジェクトや研究の進展につながり、イノベーションの創出を促進することができる。</p> <p>すでにKISTECと同様の機能を備える国立研究開発法人においては、ベンチャー企業に対する出資が認められており、株式・新株予約権の取得及び保有が可能となっている。その結果、自主財源を獲得することにより、国のイノベーション創出力の増強に結び付いている。今回試験研究を行う地方独立行政法人においては、国立研究開発法人と同様の事が可能となるように法改正を求めるものである。</p> <p>現在KISTECが支援している二つの有望な研究において、令和3年度にベンチャー企業の設立が予定されている。そのため、今後の法改正に向けたスケジュールをお示しください。</p>	—	—	—	—	<p>提案団体は令和3年4月からの出資を予定している。こうした状況を踏まえ、今後の検討の方向性やスケジュールについてお示しいただきたい。</p>	<p>現行制度でも、国立大学法人・公立大学法人と同様、試験研究を行う地方独立行政法人においても、地方独立行政法人法第21条第1項第1号に定める業務の範囲にて試験研究を行う地方独立行政法人発のベンチャー企業等を想定し、当該業務の対象として現金に代えて新株予約権を含む株式等を受け入れざるを得ない場合には、払込手形等を取得することは可能と解する。</p> <p>ただし、新株予約権を使用した場合など、株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にからみ適切ではないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められるが、取得した地方独立行政法人発のベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合といった特段の事情がある場合には保有し続けることは可能と解する。</p> <p>提案内容のうち現行制度での対応が難しい部分については、上記を受けての提案体における具体的な出資等の内容及びそのスケジュールを踏まえ、スケジュールを改めて具体的な検討を進めてまいりたい。</p>
230	<p>設立団体の長が不要財産の納付の認可を行う際は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第42条の2第5項により、評議委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならないとされており、一定の手続を行った上で認可している。</p> <p>このため、法第8条第2項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている。「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続によって担保されていると考える。同様に、法第6条第1項、第3項において定められている法人の財産の基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。</p> <p>また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続を簡素化するものであることは理解している。不要財産の納付による定款変更と、所在地の変更等による定款変更を同等の位置づけとすることを求めていたりと見受けられるが、一定の手続を経て認可され、法人の性格や業務内容等への影響に関するチェックを受けている不要財産の納付について、定款変更に係る手続を簡素化することを提案しているものである。</p> <p>以上を踏まえ、再検討していただきたい。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。</p>	<p>○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならぬ理由をお示しいただきたい。</p> <p>○議会における實質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要ないのではないか。</p> <p>○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。</p>	<p>地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣認可については、從来、地方公共団体が直接執行していた公共性の高い業務であり、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の統一的な運用を確保する観点から必要とされる。類似の制度(地方三公社)においても同様の構造になっており、大臣等による認可を省略・簡略化することは難しい。</p> <p>なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対し認可等の国又は都道府県の関与を要することとされるが、いよいよしなければならないとしつつ、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合には、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認め、一方の議決を経たことをもって他の方の議決を省略するものであって、一方の議決を経たことをもって他の方の議決を省略することは難しい。</p> <p>しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運営をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。</p>

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
234	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」=「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、「特例政令」といいます。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作成するにあたっては、設計業務に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたいと考えています。 設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見える形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。 プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕様書作成による業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	提案対象となる特例政令第11条第1項第6号のうち、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を選定するコンテスト形式、いわゆるコンペ方式を想定したものと思われます。 今回の提案により、特例政令の適用を受ける建築物に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたいと考えています。 設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見える形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。 プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕様書作成による業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、「特例政令」といいます。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達したが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作成するにあたっては、設計業務に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたいと考えています。 設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見える形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。 プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕様書作成による業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、「特例政令」といいます。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達したが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作成するにあたっては、設計業務に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたいと考えています。 設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見える形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。 プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕様書作成による業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	総務省、外務省	長野県	川崎市、熊本市	○システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術・創造性・構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。 ○システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体が仕様書を作成し競争入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)以下、「地方特例政令」)は、平成7年の政府調達に関する協定(以下、「政府調達協定」といいます。)及び平成26年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達協定(以下、「改正政府調達協定」といいます。)を実施するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令である。 地方特例政令第11条第1項第6号については、政府調達協定第13条1(h) (現行は改正政府調達協定第13条1(h))を受けて規定されたものである。当時、都道府県等(政府調達協定付表2機関)による調達に関連した当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当時の質疑応答においても当該提案と同趣旨の質問に対して「この規定は建築物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例(情報処理システムの開発等)はいざれど該当しない」と明確に回答されていることもあり、当該規定について建築物の設計以外を対象とすることはできない。 (なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、プロポーザル方式を排除していない。)		
274	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に關し、地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされています。 京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立てがないと、空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。 空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることが多いが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定期間の認定を行うことで、行政が利害関係人として空き家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。 平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされています。 京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立てがないと、空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。 空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることが多いが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定期間の認定を行うことで、行政が利害関係人として空き家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。	民法第25条～第29条(不在者財産管理人:民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法)	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市	○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等にはまだ認定できない)があり、対応に苦慮している。 ○これまでに5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が実施を行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空家担当課が実施したいものと必ずしも一致することは限らないのが現状といえる。 ○本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限られるが、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立て人である市町村が不在者等に對して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てができない市町村が不在者等に對して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。 したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考へられる。 なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第49条第49号)第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を疏通させるために有効なものと考えるが、申立てに伴う裁判所への予納金付に対する負担軽減があわせて必要と考へる。 ○すでに相続人が全員に相続放棄がなされた空き家が多数あり、危険性が無い所有者不在の空き家を疏通させるために有効なものと考える。 ○市町村は、相続人不存在の特定空家(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。	【総務省】 空き家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。 【法務省】 現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立て人である市町村が不在者等に對して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てができない市町村が不在者等に對して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。 したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考へられる。 なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第49条第49号)第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を疏通させるために有効なものと考えるが、申立てに伴う裁判所への予納金付に対する負担軽減があわせて必要と考へる。 ○すでに相続人が全員に相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういった空家の解消が期待できる。 ○市町村には、相続人不存在の特定空家(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。 【国土交通省】 空き家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。			
275	B 地方に対する規制緩和	その他	各種選挙及び最高裁判官国民審査における未使用投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間についても、法令の規定はない。 昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む」との判決が出され、確定したことから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。 未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。 市によつては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となつてゐる。	使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間についても、法令の規定はない。 昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む」との判決が出され、確定したことから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。 未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。 市によつては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となつてゐる。	・保存スペースの確保が不要となる。 ・保存に係る費用を節減できる。 ・盗難や流出などセキュリティ上の問題が解消できる。 ※保存にあたっては、施錠できるスペースを確保する等十分に配慮するが、未使用の投票用紙が流出した場合、不正利用による、選挙制度の信頼に関わる重大な事態が生じることとなる。	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 【昭和51年6月「敦賀市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決】 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	総務省	指定都市市長会	盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大阪市、山陽小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	○未使用の投票用紙を、次の選挙の際に誤って使用し、無効投票を生みだしたケースがある。 ○特に、国民審査における投票用紙の保存期間は10年間と規定されており、常時4回分の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースが必要となつており対応に苦慮している。 ○保管並びに処分に係る経費負担に苦慮している。 ○朝日前投票所や当日投票所の増設等で選舉物品が年々増えている状況であり、選挙機材等を保管する倉庫は空きスペースがない状態である。 これらの書類は、争訟期間が終了し、当該選挙の効力、あるいは当選の効力が確定した後においても、詐欺投票罪、投票偽造・増減罪等の刑事罰に係る犯罪捜査に活用することも想定される。最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査の投票用紙についても同様の取扱いと解されている。 以上が現行法令の解釈である一方で、未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているので、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。	公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第45条の投票に関する書類は、投票録、開票録及び有効無効投票等とあいまって、投票の行われた状況を明らかにするものであり、投票が適法に行われたか否かの証拠となるものである。未使用の投票用紙についても、昭和51年6月16日の名古屋高裁の判決において、「その性質上それが適正に管理され残存すること自体が適正に施行されたことの証拠となるものであるから、これまで同条所定の投票に関する書類にあたるものと解するが相当である」とされている。これらの書類は、争訟期間が終了し、当該選挙の効力、あるいは当選の効力が確定した後においても、詐欺投票罪、投票偽造・増減罪等の刑事罰に係る犯罪捜査に活用することも		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
234	本県においては、高度な専門性を求めるシステム設計の調達契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約(プロポーザル方式)で行っている。しかし、特定調達契約である場合には、地方特例政令第11条第1項第6号の要件が「建築物の設計を目的とする契約」に該当されているため、同方式によることができない。 当時、政府調達協定は建築物の設計を目的とされるものに限られる説明されたとのことだが、改正政府調達協定第13条第1項(h)においては「建築物の設計」に限定する文言はないことから、あえて限定されずに至った合理的な理由を示された。なお、仮に平成7年当時の「設計コンクール」が社会通念上「建築物に関するもの」を想定していたとしても、現在では調達機関が調達する設計は、システムに係るものではなく、同時に比して多様化し、状況は変化していると思われる。 加えて、「建築物の設計」に限らずシステムの設計を含めたとしても、改正政府調達協定第13条第1項(h)書きのたじ書きには抵触しないと思われる。仮に、プロポーザル方式が外国企業にとって有利な要素を孕むならば、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」に一定の要件を付すことも懸念の解消策として考えられる。 本県では、プロポーザル方式による場合も、費用の上限額を設け、限られた予算の中で最大限の品質確保を目指している。本提案は、調達契約が自治事務であることを踏まえ、自治体の責任において、一般競争入札と随意契約の選択の幅を広げることを求めるものであり、調達契約業務の効率化及び質の向上という観点から、提案内容について再度検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		地方特例政令は、平成7年の政府調達に関する協定及び平成26年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達協定を遵守するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令であり、提案のあった随意契約の条件緩和をすることはできない。
274	国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していないなくても、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体が申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していないけれども申請者は困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。 法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の監督を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求められる措置は不在者の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。 また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、 ・建築物の部分のみ管理不全状態がある場合 ・土地と建築物の所有者が異なる場合 には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。	—	【米子市】 事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していたが、そのことは承知しているが、地方公共団体が財産管理制度の選任を申し立てることは可能か否かについての見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理制度の監督を踏まえ、慎重な検討を要する。 また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理制度の選任を申し立てたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理することができるとしているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理制度を活用しようとした際に、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における空家の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討をしてまいりたい。	【総務省、国土交通省】 提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における空家の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討をしてまいりたい。
275	提案の実現に向けて、前向きに御検討をよろしくお願いする。 なお、保存スペースの確保、投票用紙の誤交付などは、現時点で問題とははなっていない市町村においても、今後、問題が発生する可能性があることから、可能な限り早期に対応をお願いしたい。	—	【高松市】 判例により未使用的投票用紙についても投票に関する書類にあたる点については理解できるものの、昨今の任期満了前の解散総選挙により、短い周期で選挙が執行されることで同時に執行される国民審査の投票用紙の保管場所に大変苦慮しているため、再度、未使用的投票用紙の保管について検討を要望する。 【五島市】 当選の効力が確定した後の各種犯罪捜査等において、未使用的投票用紙の活用が必要となるものか、併せて未使用投票用紙のリスクも考慮したうえで検討していただきたい。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、現に支障が生じているとの承知しているので、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
283	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等の推進に関する規制緩和	空家等対策の推進に関する規制緩和のため、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がないが、ガイドラインにおいても、「いつでも保管するための代執行時の動産の取り扱いについて、具体的な保管期間について、具体的な保管期間等に係る統一的なルールを明確にされている」などとされています。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきました。	代執行時の動産の取り扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができない。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	指定都市市長会	須賀川市、三鷹市、大垣市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際に動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。 ○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的なルールを明確にしてほしい。 ○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。 ○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考える。 ○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。 ○本市では略式代執行の事例がないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。 ○当市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されるから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該区分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の文庫を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていただきたい。	【総務省】空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取り扱いが生じることは理解するものの、これで空き家による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応しているものと思われる。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家の動産は空家法の範囲外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考にして、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考える。 方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取り扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応しているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家の動産には様々なケースがあると想定されるが、既に動産の管理について法規化しているものもあると考へられる。 なお、本提案にあらわす動産の取り扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取り扱いの問題として議論されるべきである。		
287	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空き家に関する規制緩和	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・總行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいとも限らない。 特定空家等に至らない予備軍への適正管理の助言・指導をしているが、空き家の属性が分からぬままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難いため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題登記を、所有者が申請しない事実を鑑み、当市の空き家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の会員士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に反映される」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。	特定空家等に至らない予備軍の所有者への助言・指導を円滑にを行うことが可能となり、空き家等の適正管理の促進に繋がる。	空家等対策の推進に関する特別措置法 固定資産税の課税のための利用する目的で保有する空き家等の所有者に関する情報の内部利用等について(平成27年2月26日付け国住備第943号・總行地第25号)	総務省、国土交通省	羽島市	別紙あり	須賀川市、いたちなか市、三鷹市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市	○未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋がることができます。また、建築年によって外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有効な情報となる。 ○同様の事案について、本市でも対応に苦慮しており、結果的に問題早期解決の妨げになっている。 空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の適切な管理を進めるためにこの法律の施行のために必要な限度において氏名その他の空家等の所有者等に関する情報の内部利用が可能とされています。 これは、空家等対策の効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い一方で、現状が空家等の把握が難しく、また代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供する公益性に鑑みて、例外的に措置したものであり、対象の所有者等に関する情報に限定していること。 ご提案の情報についても、立入調査により外観に直接確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行との程度の支障を感じていてか、まずは関係省庁において実態を把握していただき必要があると考えている。	【総務省】私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の適切な管理を進めるためにこの法律の施行のために必要な限度において氏名その他の空家等の所有者等に関する情報の内部利用が可能とされています。 これは、空家等対策の効果的に実施する上で所有者等に関する情報の重要性が高い一方で、現状が空家等の把握が難しく、また代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供する公益性に鑑みて、例外的に措置したものであり、対象の所有者等に関する情報に限定していること。 ご提案の情報についても、立入調査により外観に直接確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行との程度の支障を感じていてか、まずは関係省庁において実態を把握していただき必要があると考えている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
283	<p>動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管处分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。</p> <p>国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する目途を立てることはできず、地方で柔軟な対応ができるとは言い難い状況です。</p> <p>本提案は、保管後の動産を適切に売却、処分ができるようにすることをめる趣旨であり、「保管期間」「「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものがなくなるといった支障が生じることは想定しておりませんし、そういう支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われます。</p> <p>動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、専門、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考には非規定期に思えます。</p>				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。</p> <p>○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。</p> <p>○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物のように、「特に貴重なものとそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。</p>	<p>提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。</p>
287	<p>全体の家屋に占める未登記建築物の割合や、空き家の除却や活用にあたってどのような情報が必要かということについては、本市の事例は具体的な支障事例欄や提案団体アドバイスにてお示ししたことあります。本市において、空き家に占める未登記建築物の割合自体は把握していないが、全体の家屋のうち6割近くが未登記であることは把握しており、空き家全体に占める未登記空き家の割合も高いものと考えられる。また、空き家の属性情報を空き家の活用に繋がった本市の事例として、固定資産税の相続人代表者が適正管理していない空き家において、他の相続人に管理依頼をし、その者が当該空き家の資産価値を認識し、売却に至ったケースがあり、その相続人から、「市から評価額や具体的な空き家の情報を当初から提示されれば、その相続人は多いと思う。」との意見があつた。</p> <p>また、私人保護の観点から、所有者の氏名やその住所等の連絡先情報等が、空き家に關する物件情報をより機密性が高いと考えられ、前者の内部利用規定を設けることが可能ではないか(現に地方税法第382条の2及び同法施行令第50条の14に基づく固定資産課税台帳の開設や、地方税法第416条の規定による空き屋価格等級制度の継続の制度があること)であり、物件情報は比較的機密性が低い。</p> <p>さらに、総務省及び国土交通省の回答において、代替手段が他の考えられるとの指摘があるが、所有者情報と物件情報において、情報の重要性・把握の困難性・代替手段の乏しさ及び情報提供の公益性について、差異はないと考えられる。</p> <p>所有者同意を得ることについては、アドバイスでもお示ししたことあり、事例は限らず少ない。本件の趣旨が所有者に接觸する前段階で空家等対策部局において空き家の属性に關する情報を把握したうえで、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行つてしまいといふものもあること、離れていたうえで同意を得ることには問題はない。</p> <p>「入札情報等では、空き家法上、適正に管理されない空き家等が特定空家等として競争指標としている過程に対してのみ認められているところ、本提案は、今後ますます増加していく空き家を特定空家等に移行する前段階で適切に管理等できるうにしたい」という建言のものであるため、代替手段として立入検査があるというご指摘は当たらない。</p> <p>外見から判断することによっては、建築年等の情報は外見から判断することができないばかりか、外見のみから推測してしまうとすると、不適切な結論を導いてしまう可能性もある。なお、国土交通省の公表しているガイドラインには、「民間事業者等が(空き家の)利活用可能なかどうかを判断する際の材料となる情報の例」として、建物面積や建築時期等がリストアップされているところである。</p> <p>なお、守秘義務の対象となる税務情報について、他の行政機關から法令の規定に基づき情報提供を求められた場合には、「事業の重要性や緊急性、代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し、必要範囲内で情報の提供に応じることが適当である(地方税法逐条解説より)」とされており、この解説が地方公共団体内の他部局からの請求についても適用されるにすれば、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つしかないのではないか。</p> <p>平成27年6月10日午後2時より国土交通省が名古屋会合にて開催した空家等対策特別措置法説明会に出席した際、当市から、「固定資産税情報のうち、何故、所有者の氏名、住所、連絡先が情報提供を受けられないのか。」といった本提案に係る質問をしたが、国土交通省担当者より、「国交省としては、情報の種別を特に限定せず固定資産税情報の提供を受けらるるよう各省に協議した。しかししながら、総務省が、物件情報は立入調査で把握できることを理由に、所有者情報しか提供を認めなかつた」と回答があった。その際にも、建築年や構造は立ち入り調査で判明しない旨を説明したところである。国土交通省は、2次回答の作成に当たっては、当時の議論を踏まえた上で検討いただきたい。</p>			<p>【名古市】 本市においては、現在固定資産課税台帳に登録されている家屋のうち、23.57%が未登記家屋である。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○1次アドバイスにおける国土交通省からの回答にあるように、空家の利活用の検討に当たって、現況を踏まえた不動産業者や関係業者等の助言を活用するとしても、費用を要するものであり、提案団体においては、これまでの空家対策の実務の経験から、市町村が、所有者に接觸する前段階で空家の属性に関する情報を把握した上で、所有者の相談に臨み、助言・指導を適切に行なうことが重要であると考えおり、こういった市町村の現場の実態に基づニーズに対応する方策を検討すべきではないか。</p> <p>○空家の適正な管理のためには、立入調査の対象となる特定空家に移行する前段階から利活用の方策を検討することが重要であることに鑑み、空家の属性に関する情報の円滑な取得が可能となるよう、所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすべきではないか。</p>	<p>ご提案の趣旨は、特定空家等に至らないように予防的観点で空家等対策を講じることの重要性を認識し、初期の段階で空家等の所有者の関心を引くために、固定資産税情報を用いていといふことだとと思われる。</p> <p>予防的観点で空家等対策を行なうことは望ましいとは思うが、所有者の関心を引くために、本人の同意もなく、固定資産税情報上の正確なデータを必ず用いなければならないといふことはない。</p> <p>例えば、所有者の関心を引く取組として、固定資産税納税通知書に空家等への対応を促す書面を同封したり、放置し続けることのデメリットとして近隣に迷惑をかけば損害賠償請求を受ける可能性があることに言及している市町村があることも把握している。</p> <p>そのため、ご提案を実現すること自体は困難であるが、他の市町村において対策の初期段階で所有者の関心を引くために行っている取組事例については調査の上、周知することとした。</p>	

総務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例	団体名	
298	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金ににおける補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。 【支障事例】 交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中を行わなければならず、大きな事務負荷が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で取て都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにほかならないと考える。	【現行制度】 年度末・当初における都道府県の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなるとともに、国が補助事業者との間で直接交付事務を行うことで、より適正で迅速・確実な予算執行が期待される。 【支障事例】 交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中を行わなければならず、大きな事務負荷が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で取て都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにほかならないと考える。	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省、厚生労働省	鳥取県	宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩国市、宮崎県	【総務省】 ○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。 ○社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされおり、短いスケジュールの中で高い業務負荷がかかっている。 【厚生労働省】 ○社会保険・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るために、都道府県に市町村(特別区を含む。以下同じ。)における事務の取りまとめを実施していたり、今後も補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。 なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。	○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。 ○社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされおり、短いスケジュールの中で高い業務負荷がかかっている。 【厚生労働省】 ○社会保険・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るために、都道府県に市町村(特別区を含む。以下同じ。)における事務の取りまとめを実施していたり、今後も補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。 なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。	各府省からの第1次回答	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
298	総務省の回答中「これらの補助金の円滑な執行」について、本補助金を適切に実施し、かつ速やかに交付を行うという意味であれば、第三者である都道府県に受付・審査・交付決定させるより、本補助金を所管する総務省が直接交付申請を受け内容を審査し交付決定を行うことが最も適切な補助の実施となることは間違いないし、都道府県を経由しなればより速やかに補助金の交付を行うことができるのではないかでしょうか。本提案は、本補助金について都道府県を経由せず総務省が直接実施することを求めるものであり、総務省が直接実施できない理由をお示しいただきたいと存じます。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【総務省】 補助金等の交付に関する事務については、その過程で生ずる複雑多様な事務を国において一括処理することは必ずしも効率的ではなく、特に本提案に係る補助金のように、全ての市町村からの申請を受けることを想定しているような補助金について、仮に国で全ての事務を処理することとした場合、国での事務に要する時間を確保すると、申請団体に極めて短期間での作業をお願いすることとなるおそれがある。 また、補助金の申請や実績報告に際しては、現地事情を的確に把握して円滑に行う必要があることから、日頃から管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）における事務処理の状況を知り、その點とコミュニケーションをとっている都道府県において、提出状況や内容の確認を実施いただくことが、より適切かつ効率的な補助金交付事務の実施に繋がると考えている。 そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第2項に基づき、都道府県知事の同意を得て補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととすることとされており、本提案に係る補助金に關しても、全ての都道府県知事から同意を得ているところである。 上の趣旨及び経緯を踏まえ、個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事業費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、管内市町村における個人番号カード交付事務や個人番号関係事務に係る現地事情を的確に把握され、管内市町村と円滑に連絡・調整を実施することができる都道府県に、引き続き協力をお願いしたい。 【厚生労働省】 ※一次回答から変更なし	各府省からの第2次回答